

○鳥取県警察本部長専決規程

(昭和36年11月1日公安委員会訓令第1号)

| | | | |
|----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 改正 | 昭和41年12月14日公安委員会訓令第2号 | 昭和42年12月15日公安委員会訓令第1号 | 昭和43年8月1日公安委員会訓令第1号 |
| | 昭和44年2月10日公安委員会訓令第1号 | 昭和45年4月1日公安委員会訓令第1号 | 昭和46年5月20日公安委員会訓令第1号 |
| | 昭和47年5月1日公安委員会訓令第1号 | 昭和50年8月4日公安委員会訓令第1号 | 昭和54年1月11日公安委員会訓令第1号 |
| | 昭和54年9月27日公安委員会訓令第2号 | 昭和55年2月7日公安委員会訓令第1号 | 昭和56年2月5日公安委員会訓令第1号 |
| | 昭和56年6月18日公安委員会訓令第2号 | 昭和58年3月9日公安委員会訓令第1号 | 昭和58年8月20日公安委員会訓令第2号 |
| | 昭和59年2月15日公安委員会訓令第1号 | 昭和60年2月6日公安委員会訓令第1号 | 昭和60年12月18日公安委員会訓令第4号 |
| | 昭和62年2月4日公安委員会訓令第1号 | 平成元年11月1日公安委員会訓令第1号 | 平成2年8月22日公安委員会訓令第13号 |
| | 平成3年3月6日公安委員会訓令第1号 | 平成3年6月28日公安委員会訓令第12号 | 平成4年2月26日公安委員会訓令第1号 |
| | 平成4年10月28日公安委員会訓令第2号 | 平成5年7月21日公安委員会訓令第13号 | 平成6年4月27日公安委員会訓令第1号 |
| | 平成6年5月10日公安委員会訓令第13号 | 平成6年6月1日公安委員会訓令第2号 | 平成6年9月30日公安委員会訓令第3号 |
| | 平成7年3月1日公安委員会訓令第1号 | 平成7年6月28日公安委員会訓令第2号 | 平成7年11月15日公安委員会訓令第3号 |
| | 平成9年10月1日公安委員会訓令第11号 | 平成10年5月1日公安委員会訓令第2号 | 平成10年9月10日公安委員会訓令第3号 |
| | 平成12年3月29日公安委員会訓令第1号 | 平成12年6月21日公安委員会訓令第2号 | 平成12年11月24日公安委員会訓令第3号 |
| | 平成14年4月18日公安委員会訓令第2号 | 平成14年5月22日公安委員会訓令第3号 | 平成14年5月29日公安委員会訓令第4号 |
| | 平成14年6月18日公安委員会訓令第5号 | 平成15年6月5日公安委員会訓令第2号 | 平成15年11月20日公安委員会訓令第3号 |
| | 平成16年6月25日公安委員会訓令第2号 | 平成17年3月25日公安委員会訓令第1号 | 平成17年7月12日公安委員会訓令第3号 |
| | 平成17年11月25日公安委員会訓令第4号 | 平成17年12月16日公安委員会訓令第5号 | 平成18年4月28日公安委員会訓令第1号 |
| | 平成18年6月9日公安委員会訓令 | 平成18年8月17日公安委員会訓令 | 平成19年5月24日公安委員会訓令 |

| | | |
|--|---|---|
| 第2号 平成19年7月26日公安委員会訓令 第3号 平成20年11月28日公安委員会訓令 第3号 平成21年7月16日公安委員会訓令 第3号 平成23年6月27日公安委員会訓令 第2号 平成25年2月21日公安委員会訓令 第2号 平成27年2月20日公安委員会訓令 第1号 平成28年3月31日公安委員会訓令 第1号 平成28年12月16日公安委員会訓令 第4号 平成30年10月18日公安委員会訓令 第3号 令和元年11月29日公安委員会訓令 第4号 令和4年3月11日公安委員会訓令 第1号 令和4年12月6日公安委員会訓令 第6号 令和5年6月27日公安委員会訓令 第4号 令和6年3月29日公安委員会訓令 第2号 | 第4号 平成19年9月25日公安委員会訓令 第4号 平成21年5月28日公安委員会訓令 第1号 平成21年11月27日公安委員会訓令 第4号 平成24年3月22日公安委員会訓令 第2号 平成26年5月15日公安委員会訓令 第2号 平成27年3月27日公安委員会訓令 第3号 平成28年5月20日公安委員会訓令 第2号 平成29年3月6日公安委員会訓令 第1号 令和元年7月5日公安委員会訓令 第2号 令和2年3月19日公安委員会訓令 第2号 令和4年5月12日公安委員会訓令 第2号 令和5年1月13日公安委員会訓令 第1号 令和5年8月31日公安委員会訓令 第5号 | 第2号 平成20年3月27日公安委員会訓令 第2号 平成21年5月29日公安委員会訓令 第2号 平成22年3月25日公安委員会訓令 第1号 平成24年6月14日公安委員会訓令 第3号 平成26年10月10日公安委員会訓令 第3号 平成27年4月24日公安委員会訓令 第4号 平成28年11月24日公安委員会訓令 第3号 令和元年11月1日公安委員会訓令 第3号 令和3年4月27日公安委員会訓令 第2号 令和4年11月10日公安委員会訓令 第5号 令和5年3月23日公安委員会訓令 第2号 令和6年2月13日公安委員会訓令 第1号 |
|--|---|---|

鳥取県警察本部長専決規程を次のように定める。

(目的)

第1条 この規程は、警察法(昭和29年6月8日法律第162号)第38条第3項に基づき、鳥取県公安委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務のうち、鳥取県警察本部長(以下「本部長」という。)が専決することができる事項を定めることを目的とする。

(専決の意義)

第2条 この規程にいう「専決」とは、委員会の権限に属する特定事務に関し、委員会の名と責任において本部長が意思決定することをいう。

(専決事項)

第3条 本部長の専決事項は、次の各号に該当するものとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、委員会の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第199条第2項に基づく警部の指定
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)及びこれに基づく施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)、風俗環境浄化協会等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第3号)に定める次の各号の事務
 - ア 営業の許可、承認、届出及び登録に関すること。ただし、不許可、不認可及び不登録処分に関する事項を除く。
 - イ 特例風俗営業者及び特例特定遊興飲食店営業者の認定に関すること。
 - ウ 通知に関すること。
 - エ 遊技機の認定、検定及び試験機関への委託に関すること。
 - オ 遊技機製造業者の製造能力の確認に関すること。
 - カ 管理者の講習等に関すること。
 - キ 指示処分及び措置命令に関すること。
 - ク 報告及び資料の提出要求に関すること。
 - ケ 立入りに係る身分証明書に関すること。
 - コ 風俗環境保全協議会の委員の委嘱に関すること。
 - サ 風俗環境浄化協会に関すること。ただし、指定、改善命令及び解任の勧告に関する事項を除く。
 - シ 標章のはり付け及び取り除きに関すること。
 - ス 少年指導委員の研修、立入りの指示及び立入り、活動時の身分証明書に関すること。
- (3) 古物営業法(昭和24年法律第108号)及びこれに基づく規則に定める次の各号の事務
 - ア 営業の許可及び届出に関すること。ただし、不許可処分に関する事項を除く。
 - イ 所在不明の事実の公告に関すること。
 - ウ 管理者の解任勧告に関すること。
 - エ 古物競りあつせん業者の認定に関すること。ただし、不認定処分に関する事項を除く。
 - オ 立入りに係る身分証明書に関すること。
 - カ 指示処分に関すること。
 - キ 国家公安委員会への報告に関すること。

- ク 他の公安委員会への通報に関すること。
- (4) 質屋営業法(昭和 25 年法律第 158 号)及びこれに基づく規則に定める営業の許可、承認及び届出に関する事務。ただし、質物保管設備基準の決定、不許可及び不承認処分に関する事項を除く。
- (5) 削除
- (6) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和 33 年政令第 33 号)、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和 33 年総理府令第 16 号)及び指定射撃場の指定に関する内閣府令(昭和 37 年総理府令第 46 号)に定める別表に掲げる事務
- (7) 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)及びこれに基づく命令に定める次の各号の事務
- ア 鳥取県知事からの許可の届出及び処分通報の受理に関すること。
- イ 鳥取県知事からの火薬類譲受消費許可申請に伴う意見聴取の受理及びこれに基づく意見回答に関すること。ただし、不許可意見の場合を除く。
- ウ 火薬類の運搬に関すること。
- エ 火薬類取扱場所等に対する立入検査に関すること。
- オ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可、許可証の書換、再交付並びに許可証の返納と台帳の整理に関すること。ただし、不許可の場合を除く。
- カ 鳥取県知事に対して行う必要な措置要請に関すること。
- (8) 高圧ガス取締法(昭和 26 年法律第 204 号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)及びこれに基づく命令に定める鳥取県知事からの製造、販売、貯蔵等に関する許可若しくは取消し又は届出についての通報の受理に関する事務
- (9) 武器等製造法(昭和 28 年法律第 145 号)及びこれに基づく命令に定める鳥取県知事からの武器、猟銃等の製造、販売等の許可若しくはその取消し又は届出についての通報の受理に関する事務
- (9)の 2 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)及びこれに基づく命令に定める市町村長等からの製造所、取扱所及び貯蔵所の許可通報の受理に関する事務
- (9)の 3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和 32 年政令第 324 号)及び核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和 53 年総理府令第 48 号)に定める次の各号の事務
- ア 核燃料物質等運搬届出の受理並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納の受理に関すること。
- イ 運搬上必要な指示及び指示内容の記載に関すること。
- ウ 業務に関する報告の徴収に関すること。

- エ 事故等の発生時における報告の受理に関すること。
- オ 立入検査等に関すること。
- カ 公安委員会の間の連絡に関すること。

(9)の4 警備業法(昭和47年法律第117号)並びにこれに基づく命令及び規則に定める次の各号の事務

- ア 警備業の認定申請並びに営業所の設置等及び機械警備業務開始の届出の受理に関すること
- イ 警備業の認定並びに通知書の作成及び交付に関すること。
- ウ 服装及び護身用具の届出の受理に関すること。
- エ 警備員指導教育責任者資格者及び機械警備業務管理者資格者講習の開催並びに講習修了証明書の作成及び交付に関すること。
- オ 警備員指導教育責任者資格者及び機械警備業務管理者資格者講習の講師の指定に関すること。
- カ 警備員指導教育責任者資格者及び機械警備業務管理者資格者の認定並びに資格者証の作成及び交付に関すること。
- キ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る適格者の認定並びに認定証の作成及び交付に関すること。
- ク 警備員又は警備員になろうとする者(以下「警備員等」という。)の検定の実施に関すること。
- ケ 警備員等の検定試験員の指定に関すること。
- コ 警備員等の検定申請の受理並びに成績証明書、合格証明書の作成及び交付に関すること。
- サ 警備員指導教育責任者の兼任承認並びに承認証の作成及び交付に関すること。
- シ 機械警備業務対象施設の措置確認の認定並びに認定書の作成交付に関すること。
- ス 警備業の認定等の申請事項又は届出事項の変更届の受理に関すること。
- セ 警備業の認定更新並びに通知書の作成及び交付に関すること。
- ソ 警備業の警備員指導教育責任者資格者証等の返納に関すること。
- タ 警備業の死亡等の届出に関すること。
- チ 警備業務の適正措置の指示に関すること。
- ツ 報告等の提出命令及び立入検査に関すること。
- テ 立入りに係る身分証明書に関すること。

(9)の5 航空法(昭和27年法律第231号)に定める国土交通大臣が命令、報告徴収又は立入検査を行う場合における委員会との協議に関すること。

(9)の6 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第259号)及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年総理府令第30号)に定める次の各号の事務

- ア 放射性同位元素等の運搬届出の受理及び運搬証明書の交付に関すること。
 - イ 運搬上必要な指示及び指示内容の記載に関すること。
 - ウ 報告の徴収に関すること。
 - エ 立入検査等に関すること。
 - オ 公安委員会との間の連絡に関すること。
- (9)の7 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)に定める次の事務
- ア 特定物質の運搬届出の受理及び運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納の受理に関すること。
 - イ 特定物質の運搬上必要な指示及び指示内容の運搬証明書への記載に関すること。
 - ウ 特定物質の運搬に関する報告の徴収に関すること。
 - エ 特定物質の運搬に関する立入検査等に関すること。
 - オ 他の公安委員会との間の連絡に関すること。
- (9)の8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第14号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号)に定める次の事務
- ア 届出対象病原体等の運搬届出の受理及び運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納の受理に関すること。
 - イ 届出対象病原体等の運搬上必要な指示及び指示内容の運搬証明書への記載に関すること。
 - ウ 届出対象病原体等の運搬に関する報告の徴収に関すること。
 - エ 届出対象病原体等の運搬に関する立入検査等に関すること。
 - オ 他の公安委員会との間の連絡に関すること。
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)及びこれに基づく命令に定める別表に掲げる事務
- (11) 道路法(昭和27年法律第180号)に定める道路管理者との規制等に関する調整に関すること。
- (12) 警察法(昭和29年法律第162号)第60条第1項に基づく援助の要求のうち、災害、騒乱その他緊急の措置を必要とする事件、事故が発生した場合における援助の要求に関すること(要求に係る援助の実施にあつては、小規模かつ短期的に行われるものに限る。)
- (12)の2 犯罪捜査共助規則(昭和32年国家公安委員会規則第3号)第12条に基づく専門捜査員の派遣の要求及び派遣に関すること。

- (13) 路線を定める自動車運転事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書(昭和40年4月運輸事務次官、警察庁次長)に基づく交通安全上の意見照会に対する回答に関する事。
- (14) 示威行進及び集団示威運動に関する条例に基づく申請に対する許可
- (15) 鳥取県警察証明手数料条例(昭和34年3月鳥取県条例第13号)に基づき委員会の行う事実証明
- (16) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)に定める次の事務
- ア 審査請求書が行政不服審査法第19条の規定に違反する場合における同法第23条の規定に基づく補正の命令に関する事。
 - イ 審査請求に係る事案に対し、行政不服審査法第25条第2項の規定に基づき、緊急の必要があると認めて行う処分(効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置)に関する事。
- (17) 車両制限令(昭和36年政令第265号)に定める幅の制限の特例の意見回答に関する事。
- (18) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定める次の各号の事務
- ア 法第8条の規定による保管場所が確保されていないおそれがある自動車についての通知の受理等に関する事。
 - イ 法第9条の規定による自動車の運行供用の制限に関する事。ただし、処分(決定)に関する事項を除く。
 - ウ 法第12条の規定による自動車の保有者又は自動車の保管場所を管理する者に対する報告又は資料の提出の要求に関する事。
 - エ 法第13条第2項の規定による自動車運送事業等を監督する行政庁に対する通知に関する事。
- (18)の2 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下この号において「法」という。)、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下この号において「令」という。)及び災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号。以下この号において「規則」という。)に定める次の各号の事務
- ア 法第76条第1項の規定による通行の禁止又は制限に関する事。
 - イ 法第76条第2項の規定による通行禁止等に係る必要な事項の周知徹底に関する事。
 - ウ 法第76条の4第1項の規定による道路管理者に対する要請に関する事。
 - エ 令第32条第1項の規定による標示の設置に関する事。
 - オ 令第32条第2項の規定による道路の管理者に対する通知に関する事。
 - カ 令第32条第3項の規定による関係公安委員会に対する通知に関する事。

キ 令第33条第1項の規定による災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認に関する事。

ク 令第33条第3項の規定による標章及び証明書の交付に関する事。

ケ 令第33条の3第1項の規定による道路管理者からの通知の受理に関する事。

コ 規則第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の記載事項の変更に関する事。

サ 規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付に関する事。

シ 規則第6条の5の規定による標章及び証明書の返納に関する事。

(18)の3 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下この号において「法」という。）、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下この号において「令」という。）及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下この号において「規則」という。）に定める次の各号の事務

ア 法第24条の規定による通行の禁止又は制限に関する事。

イ 令第11条第1項の規定による標示の設置に関する事。

ウ 令第11条第2項の規定による道路の管理者に対する通知に関する事。

エ 令第11条第3項の規定による関係公安委員会に対する通知に関する事。

オ 令第12条第1項の規定による地震防災応急対策を実施するための緊急輸送を行う車両であることの確認に関する事。

カ 令第12条第3項の規定による標章及び証明書の交付に関する事。

キ 規則第6条の3第1項の規定による標章及び証明書の記載事項の変更に関する事。

ク 規則第6条の4第1項の規定による標章及び証明書の再交付に関する事。

ケ 規則第6条の5の規定による標章及び証明書の返納に関する事。

(18)の4 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下この号において「法」という。）及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下この号において「令」という。）に定める次の各号の事務

ア 法第28条第2項の規定による通行の禁止又は制限に関する事。

イ 令第8条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における交通の規制の手続に関する事。

(18)の5 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下この号において「法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下この号において「令」という。）に定める次の各号の事務

ア 法第155条第1項の規定による通行の禁止又は制限に関する事。

イ 法第 155 条第 2 項の規定による通行禁止等に係る必要な事項の周知徹底に関する
こと。

ウ 令第 39 条の規定による国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の
手続に関すること。

(18)の 6 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 5
5 年法律第 36 号。以下この号において「法」という。)及び犯罪被害者等給付金の
支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和 55 年国家公安委員会
規則第 6 号。以下この号において「規則」という。)に定める次の各号の事務

ア 法第 10 条第 1 項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請の受
理に関すること。

イ 法第 13 条第 1 項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭
命令又は受診命令に関すること。

ウ 法第 13 条第 2 項の規定による公務所又は公私の団体への照会及び報告の徴収に
関すること。

エ 規則第 19 条の規定による損害賠償を受けた場合の届出の受理に関すること。

オ 規則第 20 条第 1 項の規定による犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定、当該裁
定の申請の却下又は仮給付金を支給する旨の決定の通知に関すること。

カ 規則第 20 条第 2 項の規定による犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支
払請求書の交付に関すること。

(18)の 7 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成 28 年法律第 73 号。以下こ
の号において「法」という。)及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行
規則(平成 28 年国家公安委員会規則第 23 号。以下この号において「規則」という。)
に定める次の各号の事務

ア 法第 9 条第 1 項の規定による国外犯罪被害弔慰金等の支給に係る裁定の申請の
受理に関すること。

イ 法第 13 条第 1 項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭
命令又は受診命令に関すること。

ウ 法第 13 条第 2 項の規定による公務所又は公私の団体への報告その他の協力の要
求に関すること。

エ 規則第 10 条第 1 項の規定による国外犯罪被害弔慰金等の支給に係る裁定又は当
該裁定の申請の却下の通知に関すること。

オ 規則第 10 条第 2 項の規定による国外犯罪被害弔慰金等支払請求書の交付に関
すること。

(19) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)、暴力
団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成 3 年国家公安委員会規則
第 4 号)、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取

の実施に関する規則(平成3年国家公安委員会規則第5号)、暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)、不当要求情報管理機関登録規程(平成3年国家公安委員会告示第5号)、鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)及び鳥取県暴力団排除条例施行規則(平成23年鳥取県公安委員会規則第5号)に定める別表に掲げる事務

(20) 行政手続法(平成5年法律第88号)、道路交通法、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)に定める次の各号の事務

ア 聴聞及び意見の聴取(以下「聴聞等」という。)の期日、場所の決定、通知及び公示等に関すること。

イ 聴聞等の再開の通知及び公示に関すること。

ウ 聴聞等を主宰する警察職員の指名に関すること。

エ 聴聞事案に係る文書等の閲覧請求の受理、閲覧の許可、閲覧の日時及び場所の通知に関すること。

オ 弁明の機会の付与の方式の決定、弁明の機会の付与の通知及び公示等に関すること。

カ 弁明を録取する警察職員の指名に関すること。

(21) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)及び不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則(平成11年12月国家公安委員会規則第12号)に定める次の各号の事務

ア 援助の申出の受付に関すること

イ 援助に必要な書類の提出要請に関すること。

ウ 援助の申出の相当性の判断に関すること。

エ 援助措置の実施に関すること。

オ 援助を行うため必要な事例分析の実施の事務の委託に関すること。

(22) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)に定める次の各号の事務

ア 自動車運転代行業の認定の申請の受理に関すること。

イ 自動車運転代行業の認定及び認定に係る通知に関すること。

ウ 自動車運転代行業の認定の拒否に係る通知に関すること。

- エ 自動車運転代行業の認定又は認定の拒否に係る鳥取県知事との協議に関する
こと。
 - オ 自動車運転代行業の認定の取消しに係る通知及び鳥取県知事との協議に関する
こと。
 - カ 記載事項変更届出の受理及びこれに係る鳥取県知事への通知に関する
こと。
 - キ 廃業等の届出の受理及びこれに係る鳥取県知事への通知に関する
こと。
 - ク 自動車運転代行業を営む者に対する業務報告及び資料の提出要求並びに立入に
関すること。
 - ケ 立入検査をする職員の携帯する証票に関する
こと。
 - コ 自動車運転代行業者に対する指示及びこれに係る鳥取県知事への通知に関する
こと。
 - サ 鳥取県知事の自動車運転代行業者に対する指示に係る通知の受理に関する
こと。
 - シ 自動車運転代行業者に対する営業の停止命令に係る命令の
手続及び鳥取県知事との協議に関する
こと。
 - ス 鳥取県知事からの自動車運転代行業者に対する営業の停止命令の要請の受理に
関すること。
 - セ 自動車運転代行業の廃止命令に係る命令の手続及び鳥取県知事との協議に
関すること。
 - ソ 他の公安委員会への処分移送通知書の送付に関する
こと。
 - タ 他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理に関する
こと。
- (23) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)に定める次の事務
- ア 第 7 条第 1 項の規定によるインターネット異性紹介事業の届出の受理に関する
こと。
 - イ 第 7 条第 2 項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止又は変更の届出
の受理に関する
こと。
 - ウ 第 13 条及び第 15 条第 2 項第 1 号の規定によるインターネット異性紹介事業者
に対する指示に関する
こと。
 - エ 第 15 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による処分移
送通知書の送付に関する
こと。
 - オ 第 16 条の規定による報告又は資料の提出の要求に関する
こと。
 - カ 第 17 条第 1 項の規定による国家公安委員会への報告に関する
こと。
 - キ 第 17 条第 2 項の規定による他の都道府県公安委員会への通報に関する
こと。
- (24) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成 18 年法律第 60 号)及び探偵業の業務の
適正化に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 19 号)に定める次の事務
- ア 探偵業の届出の受理に関する
こと。

- イ 廃止又は変更の届出の受理に関すること。
 - ウ 探偵業の開始の届出の受理の通知に関すること。
 - エ 報告又は資料の提出の要求及び立入検査に関すること。
 - オ 探偵業者に対する指示に関すること。
- (25) 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下この号において「規則」という。）に定める次の事務
- ア 規則第5条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理に関すること。
 - イ 規則第5条第2項の規定による事業報告書及び収支決算書の受理に関すること。
- (26) 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この号において「法」という。）及び駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下この号において「令」という。）に定める各号の事務
- ア 法第4条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による駐車場整備計画に係る市町村への意見に関すること。
 - イ 法第4条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による駐車場整備計画に係る市町村からの通知の受理に関すること。
 - ウ 法第5条第2項の規定による路上駐車場の設置に係る意見に関すること。
 - エ 令第7条第3項の規定による自動車の出口又は入口の認定に関する協議及び意見に関すること。
- (27) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第2項の規定による電線共同溝を整備すべき道路の指定、変更及び廃止に係る意見に関すること。
- (28) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第8項の規定による道路の占用の許可に係る事項における同意に関すること。
- (29) 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案の閣議決定における警察庁と国土交通省との覚書（平成13年2月2日付け警察庁規発第7号外共発）に係る交通安全上の意見に関すること。
- (30) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に定める次の各号の事務
- ア 第46条第11項の規定による都市再生整備計画に係る協議及び同意に関すること。
 - イ 第46条第22項の規定による都市再生整備計画に係る協議に関すること。
 - ウ 第81条第7項の規定による立地適正化計画に係る協議に関すること。
- (31) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44第4項（第17条の44第7項において準用する場合を含む。）の規定による住宅団地再生道路運送利便増進実施計画に係る認定の意見に関すること。
- (32) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第4条第8項（法第5条第4項において準用する場合を含む。）に規定する総合効率化計画に係る意見に関すること。

(33) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に定める別表に掲げる事務

(34) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に定める別表に掲げる事務

(35) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に定める次の各号の事務

ア 第 7 条第 5 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）に規定する低炭素まちづくり計画に係る協議に関すること。

イ 第 26 条第 5 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）に規定する軌道利便増進実施計画に係る意見に関すること。

ウ 第 29 条第 4 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）に規定する道路運送利便増進事業計画に係る意見に関すること。

(36) 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 17 条第 3 項に規定する国家戦略道路占用事業に係る協議及び同意に関すること。

（部長等の代行）

第 4 条 本部長は、その専決事務のうち、定例かつ軽易なものについては、警察本部の部長若しくは課長又は警察署長若しくは幹部派出所長に代行させることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和 36 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 鳥取県警察本部長専行規程(昭和 29 年公安委員会訓令第 1 号)は、廃止する。

附 則(昭和 41 年 12 月 14 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 42 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 12 月 15 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 43 年 8 月 1 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 44 年 2 月 10 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年 4 月 1 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年5月20日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月1日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年8月4日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年1月11日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、昭和54年1月11日から施行する。

附 則(昭和54年9月27日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、昭和54年9月27日から施行する。

附 則(昭和55年2月7日公安委員会訓令第1号)

(施行期日)

この訓令は、昭和55年2月7日から施行する。

附 則(昭和56年2月5日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、昭和56年2月5日から施行し、昭和56年2月1日から適用する。

附 則(昭和56年6月18日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、昭和56年7月17日から施行する。

附 則(昭和58年3月9日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、昭和58年3月9日から施行する。

附 則(昭和58年8月20日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則(昭和59年2月15日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則(昭和60年2月6日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則(昭和60年12月18日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則(昭和62年2月4日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、昭和62年2月4日から施行する。

附 則(平成元年11月1日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成元年11月1日から施行する。

附 則(平成2年8月22日公安委員会訓令第13号)

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則(平成3年3月6日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成3年3月6日から施行する。

附 則(平成3年6月28日公安委員会訓令第12号)

この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成4年2月26日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成4年10月28日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成5年7月21日公安委員会訓令第13号)

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成6年4月27日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成6年5月10日公安委員会訓令第13号)

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則(平成6年6月1日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成6年6月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月1日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成7年3月1日から施行する。

附 則(平成7年6月28日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成7年6月28日から施行する。

附 則(平成7年11月15日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成7年11月15日から施行する。

附 則(平成9年10月1日公安委員会訓令第11号)

この訓令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成10年5月1日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成10年5月1日から施行する。

附 則(平成10年9月10日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成10年9月22日から施行する。

附 則(平成12年3月29日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月21日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成12年11月24日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則(平成14年4月18日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成14年4月18日から施行する。

附 則(平成14年5月22日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成14年5月22日から施行する。

附 則(平成14年5月29日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成14年6月18日公安委員会訓令第5号)

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 5 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 15 年 6 月 5 日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 20 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 25 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 12 日公安委員会訓令第 3 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 90 号)附則第 1 条第 4 号に規定する政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 17 年 7 月 12 日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県警察本部長専決規程の別表道路交通法の 4 の項の登録その他確認事務の委託に関して必要な行為は、この規程の施行前においても行うことができる。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 5 号を削除する改正は、金属屑業条例(昭和 27 年鳥取県条例第 31 号)の廃止の日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 16 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、平成 17 年 12 月 16 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 28 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 9 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 9 日から施行する。

附 則(平成 18 年 8 月 17 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 24 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の項、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)の項、道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)及び道路交通法施行細則(昭和 35 年鳥取県公安委員会規則第 8 号)の項の改正規定は、同年 6 月 2 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 26 日公安委員会訓令第 3 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成 19 年鳥取県公安委員会規則第 10 号)附則第 4 項の規定による指定証及び標章の交付に関する事務は、これを鳥取県警察本部長の専決事項とする。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 19 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 28 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 28 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 29 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 16 日公安委員会訓令第 3 号)

附 則(平成 21 年 11 月 27 日公安委員会訓令第 4 号)

附 則(平成 22 年 3 月 25 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 27 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成24年3月22日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月14日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成24年6月15日から施行する。

附 則(平成25年2月21日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成25年2月21日から施行する。

附 則(平成26年5月15日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則(平成26年10月10日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成26年10月10日から施行する。

附 則(平成27年2月20日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成27年2月20日から施行する。

附 則(平成27年3月27日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則(平成27年4月24日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月24日から施行する。

附 則(平成28年3月31日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月20日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成28年11月24日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則(平成28年12月16日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、平成29年1月3日から施行する。

附 則(平成29年3月6日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 9 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 18 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 30 年 10 月 24 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 5 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 1 日公安委員会訓令第 3 号)

この訓令は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 29 日公安委員会訓令第 4 号)

この訓令は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 27 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 27 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 11 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 12 日公安委員会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則(令和 4 年 11 月 10 日公安委員会訓令第 5 号)

この訓令は、令和 4 年 11 月 10 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 6 日公安委員会訓令第 6 号)

この訓令は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 13 日公安委員会訓令第 1 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 13 日から施行する。

附 則(令和5年3月23日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月27日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、令和5年7月3日から施行する。

附 則(令和5年8月31日公安委員会訓令第5号)

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則(令和6年2月13日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、令和6年2月15日から施行する。

附 則(令和6年3月29日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| 区分 | 本部長が専決できる事項 |
|--------------------------|---|
| 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) | 1 第3条第1項第11号又は第13号の規定による銃砲等の製造等の届出の受理に関する事 |
| | 2 第3条第1項第15号の規定による輸出のための刀剣類の製作の届出の受理に関する事 |
| | 3 第3条第2項の規定による人命救助等に従事する者に係る届出の受理に関する事 |
| | 4 第3条第3項及び第3条の2第2項の規定による銃砲刀剣類製造業者等の使用人に係る届出の受理に関する事 |
| | 5 第4条第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持許可に関する事 |
| | 6 第4条第2項の規定による条件の付与及び変更に関する事 |
| | 7 第4条第4項の規定による所持許可の期間を定める事 |
| | 8 第4条第5条の規定による使用人等に対する所持許可に関する事 |
| | 9 第4条の3第1項の規定による認知機能に関する検査の実施に関する事 |
| | 10 第4条の3第2項の規定による受診等命令に関する事 |

| | |
|--------|---|
| 1 | 第4条の4第1項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認 1 に関すること。 |
| 1 2 | 第4条の4第2項の規定による猟銃又は空気銃の番号又 2 は記号の打刻命令に関すること。 |
| 1 3 | 第4条の4第3項の規定によるクロスボウの番号又は記 3 号の表示措置命令に関すること。 |
| 1 4 | 第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱い 1 に関する講習会又は第5条の3の2第1項の規定による 4 クロスボウの取扱いに関する講習会の開催に関するこ と。 |
| 1 5 | 第5条の3第2項又は第5条の3の2第2項の規定によ 5 る講習修了証明書の交付に関すること。 |
| 1 6 | 第5条の3第3項又は第5条の3の2第3項の規定によ 1 る講習修了証明書の記載事項変更、亡失等の届出の受 6 理並びに書換え及び再交付に関すること。 |
| 1 7 | 第5条の3第4項の規定による猟銃及び空気銃の取扱い 1 に関する講習会又は第5条の3の2第4項の規定による 7 クロスボウの取扱いに関する講習会に関する事務の一 部の委託に関すること。 |
| 1 8 | 第5条の4第1項の規定による技能検定の実施に関する 8 こと。 |
| 1 9 | 第5条の4第2項の規定による技能検定合格証明書の交 9 付に関すること。 |
| 2 0 | 第5条の4第3項の規定による技能検定申請書の受理並 2 びに技能検定合格証明書の記載事項変更、亡失等の届 0 出の受理並びに書換え及び再交付に関すること。 |
| 2 1 | 第5条の5第1項の規定による猟銃の操作及び射撃の技 2 能に関する講習の実施に関すること。 |
| 2 2 | 第5条の5第2項の規定による技能講習修了証明書の交 2 付に関すること。 |
| 2 3 | 第5条の5第3項の規定による技能講習修了証明書の記 2 載事項変更、亡失等の届出の受理並びに書換え及び再 3 交付に関すること。 |
| 2 4 | 第5条の5第4項の規定による講習に関する事務の一部 4 の委託に関すること。 |
| 2 5 | 第6条第1項の規定による国際競技に参加する外国人に 5 対する所持許可に関すること。 |
| 2 6 | 第6条第2項の規定による国際競技に参加する外国人に 6 対する所持許可の期間を定めることに関すること。 |
| 2 | 第7条第1項の規定による許可証の交付及び追加の記載 |

| | | |
|--|--------|---|
| | 7 | に関すること。 |
| | 2 8 | 第7条第2項の規定による許可証の記載事項の変更、亡失等の届出の受理並びに書換え及び再交付に関すること。 |
| | 2 9 | 第7条の3第1項及び第2項の規定による許可の更新に関すること。 |
| | 3 0 | 第7条の3第3項の規定による認知機能に関する検査の実施及び受診等命令に関すること。 |
| | 3 1 | 第8条第2項、第4項及び第5項の規定による許可証の返納の受理に関すること。 |
| | 3 2 | 第8条第3項の規定による許可事項のまっ消に関すること。 |
| | 3 3 | 第8条第7項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置に関すること。 |
| | 3 4 | 第8条第8項の規定による銃砲等又は刀剣類の返還に関すること。 |
| | 3 5 | 第8条第9項の規定による銃砲等又は刀剣類の売却及び廃棄に関すること。 |
| | 3 6 | 第8条第10項の規定による銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付に関すること。 |
| | 3 7 | 第8条の2第2項の規定による拳銃部品の提出命令及び仮領置に関すること。 |
| | 3 8 | 第8条の2第3項の規定による拳銃部品の返還に関すること。 |
| | 3 9 | 第8条の2第4項の規定による拳銃部品の売却、廃棄及び売却代金の交付に関すること。 |
| | 4 0 | 第9条第3項の規定による許可証の返納の受理に関すること。 |
| | 4 1 | 第9条の2第1項の規定による指定射撃場の指定に関すること。 |
| | 4 2 | 第9条の3第1項の規定による猟銃等射撃指導員の指定に関すること。 |
| | 4 3 | 第9条の3の2第1項の規定によるクロスボウ射撃指導員の指定に関すること。 |
| | 4 4 | 第9条の4第1項の規定による教習射撃場の指定に関すること。 |
| | 4 5 | 第9条の4第2項の規定による教習射撃場指導員の選任及び解任の届出の受理に関すること。 |
| | 4 6 | 第9条の5第2項の規定による教習資格の認定及び教習資格認定証の交付に関すること。 |

| | |
|--------|--|
| 4 7 | 第9条の5第3項の規定による教習資格認定証の返納の受理に関する事 |
| 4 8 | 第9条の5第4項の規定による教習資格認定証の記載事項変更、亡失等の届出の受理並びに書換え及び再交付に関する事 |
| 4 9 | 第9条の6第2項の規定による教習用備付け銃の届出及び記載事項変更の届出の受理に関する事 |
| 5 0 | 第9条の6第3項の規定による教習用備付け銃の番号又は記号の打刻命令に関する事 |
| 5 1 | 第9条の8第3項の規定による教習用備付け銃の提出命令及び仮領置に関する事 |
| 5 2 | 第9条の8第4項の規定による教習用備付け銃の返還に関する事 |
| 5 3 | 第9条の8第5項の規定による教習用備付け銃の売却、廃棄及び売却代金の交付に関する事 |
| 5 4 | 第9条の9第1項の規定による練習射撃場の指定に関する事 |
| 5 5 | 第9条の9第2項の規定による練習射撃指導員の選任及び解任の届出の受理に関する事 |
| 5 6 | 第9条の10第2項の規定による練習資格の認定及び練習資格認定証の交付に関する事 |
| 5 7 | 第9条の10第3項の規定による練習資格認定証の返納、記載事項変更、亡失等の届出の受理並びに書換え及び再交付に関する事 |
| 5 8 | 第9条の11第2項の規定による練習用備付け銃の届出及び記載事項変更の届出の受理並びに番号又は記号の打刻命令に関する事 |
| 5 9 | 第9条の12第2項の規定による練習用備付け銃の提出命令及び仮領置に関する事 |
| 6 0 | 第9条の12第3項の規定による練習用備付け銃の返還に関する事 |
| 6 1 | 第9条の12第4項の規定による練習用備付け銃の売却、廃棄及び売却代金の交付に関する事 |
| 6 2 | 第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定に関する事 |
| 6 3 | 第9条の13第2項の規定による年少射撃資格認定証の交付に関する事 |
| 6 4 | 第9条の13第3項の規定による年少射撃資格認定証の記載事項変更、亡失等の届出の受理並びに書換え及び再交付に関する事 |

| | |
|---|---|
| 6 | 第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関すること。 |
| 6 | 第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了 |
| 6 | 6 証明書の交付に関すること。 |
| 6 | 第9条の14第3項の規定による年少射撃資格講習修了 |
| 6 | 7 証明書の記載事項変更、亡失等の届出の受理並びに書 |
| 7 | 7 換え及び再交付、並びに年少射撃資格の認定のための |
| 7 | 7 講習会の開催に関する事務の一部の委託に関するこ |
| 7 | 7 こと。 |
| 6 | 第9条の15第2項及び第3項の規定による年少射撃資 |
| 8 | 8 格認定証の返納の受理に関すること。 |
| 6 | 第9条の16第1項の規定によるクロスボウ射撃資格の |
| 9 | 9 認定及びクロスボウ射撃資格認定証の交付に関するこ |
| 9 | 9 こと。 |
| 7 | 第9条の16第2項の規定によるクロスボウ射撃資格認 |
| 0 | 0 定証の返納、記載事項変更、亡失等の届出の受理並び |
| 0 | 0 に書換え及び再交付に関すること。 |
| 7 | 第10条の6第1項の規定による報告の徴収に関するこ |
| 1 | 1 こと。 |
| 7 | 第10条の6第2項の規定による立入検査に関するこ |
| 2 | 2 こと。 |
| 7 | 第10条の8第1項又は第10条の8の2第1項の規定に |
| 3 | 3 よる保管業の届出の受理に関すること。 |
| 7 | 第10条の8第4項又は第10条の8の2第4項の規定に |
| 4 | 4 よる保管業の廃止の届出の受理に関すること。 |
| 7 | 第10条の9第1項及び第2項の規定による危害予防の |
| 5 | 5 指示に関すること。 |
| 7 | 第11条第8項及び第9項の規定による銃砲等又は刀剣 |
| 6 | 6 類の提出命令及び仮領置に関すること。 |
| 7 | 第11条第10項及び第11項の規定による銃砲等又は刀 |
| 7 | 7 剣類の返還に関すること。 |
| 7 | 第11条第12項の規定による銃砲等又は刀剣類の売却、 |
| 8 | 8 廃棄及び売却代金の交付に関すること。 |
| 7 | 第11条の2第1項から第3項までの規定による拳銃部 |
| 9 | 9 品の提出命令及び仮領置に関すること。 |
| 8 | 第11条の2第4項及び第5項の規定による拳銃部品の |
| 0 | 0 返還に関すること。 |
| 8 | 第11条の2第6項の規定による拳銃部品の売却、廃棄 |
| 1 | 1 及び売却代金の交付に関すること。 |
| 8 | 第12条の3の規定による医師の指定並びに報告の徴収 |

| | | |
|--|-------------|--|
| | 2 | 及び受診命令に関すること。 |
| | 8 3 | 第 13 条の規定による検査及び報告の徴収に関するこ と。 |
| | 8 4 | 第 13 条の 2 の規定による公務所等への照会に関するこ と。 |
| | 8 5 | 第 13 条の 3 第 1 項の規定による銃砲等又は刀剣類の提 出命令及び保管に関すること。 |
| | 8 6 | 第 13 条の 3 第 2 項の規定による銃砲等又は刀剣類の返 還に関すること。 |
| | 8 7 | 第 13 条の 3 第 3 項の規定による拳銃部品の提出命令及 び保管に関すること。 |
| | 8 8 | 第 13 条の 3 第 4 項の規定による拳銃部品の返還に関す ること。 |
| | 8 9 | 第 14 条第 4 項の規定による公安委員会への登録通知の 受理に関すること。 |
| | 9 0 | 第 16 条第 2 項の規定による公安委員会への登録証の返 納通知の受理に関すること。 |
| | 9 1 | 第 17 条第 3 項の規定による公安委員会への登録銃砲刀 剣類の譲受け等の通知の受理に関すること。 |
| | 9 2 | 第 18 条の 2 第 3 項の規定による刀剣類製作承認通知の 受理に関すること。 |
| | 9 3 | 第 21 条の 3 第 1 項第 4 号の規定による準空気銃製造等 の届出の受理に関すること。 |
| | 9 4 | 第 22 条の 2 第 1 項の規定による輸出のための模造拳銃 製造等の届出の受理に関すること。 |
| | 9 5 | 第 22 条の 3 第 2 項の規定による輸出のための模擬銃器 製造等の届出の受理に関すること。 |
| | 9 6 | 第 24 条の 2 第 8 項の規定による一時保管に係る銃砲等 又は刀剣類及び準空気銃の売却、廃棄及び売却代金の 交付に関すること。 |
| | 9 7 | 第 26 条第 2 項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命 令及び仮領置に関すること。 |
| | 9 8 | 第 26 条第 5 項の規定による銃砲等又は刀剣類の返還に 関すること。 |
| | 9 9 | 第 27 条第 1 項の規定による銃砲等又は刀剣類の提出命 令に関すること。 |
| | 1 0 0 | 第 27 条第 3 項の規定による銃砲等又は刀剣類の売却、 廃棄及び売却代金の交付に関すること。 |
| | 1 1 | 第 27 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による報告徴収及 |

| | | |
|---|---|---|
| | 0 | び立入検査に関すること。 |
| | 1 | |
| | | 第27条の3の規定による拳銃等の譲受け等の許可のうち、次のいずれかに該当する場合であつて、緊急やむを得ないと認められるときの許可に関すること。 |
| | 1 | ア 拳銃等とこれに適合する拳銃実包を共に譲り受ける場合以外の場合 |
| | 0 | |
| | 2 | イ 拳銃等若しくは拳銃部品の譲受け若しくは借受け又は拳銃実包の譲受けが多衆がい集する場所以外の場 所で行われる場合 |
| | | ウ その他、危害予防上の措置が十分になされている 場合 |
| | 1 | 第28条の2第1項の規定による猟銃安全指導委員の委 嘱に関すること。 |
| | 0 | |
| | 3 | |
| | 1 | 第28条の2第3項の規定による猟銃安全指導委員に対 する情報の提供に関すること。 |
| | 0 | |
| | 4 | |
| | 1 | 第28条の2第6項の規定による猟銃安全指導委員に対 する研修の実施に関すること。 |
| | 0 | |
| | 5 | |
| 銃砲刀剣類所持等取締法施行 令(昭和三十二年政令第三十三号) | 1 | 第2条第3号の規定による危害予防上必要と認める条件 を定めることに関すること。 |
| | 2 | 第20条第1項の規定による技能検定の実施の通知に関 すること。 |
| | 3 | 第21条第1項の規定による技能講習の実施の通知に関 すること。 |
| | 4 | 第24条第2項の規定による国際競技に参加する外国人 の許可の期間の延長に関すること。 |
| | 5 | 第35条の規定による他の都道府県公安委員会への通知 に関すること。 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法施行 規則(昭和三十二年総理府令 第十六号) | 1 | 第1条第2項の規定による届出書等の提出部数の設定に 関すること。 |
| | 2 | 第4条第2項の規定による銃砲刀剣類製造等届出書の記 載事項変更の届出の受理に関すること。 |
| | 3 | 第4条第3項の規定による銃砲刀剣類製造等届出書の交 付に関すること。 |
| | 4 | 第4条第4項の規定による銃砲刀剣類製造等の廃止の届 出の受理に関すること。 |
| | 5 | 第5条第2項の規定による人命救助等に従事する者届出 |

| | |
|----|---|
| | 済証明書の交付に関すること。 |
| 6 | 第5条第3項の規定による人命救助等に従事する者届出書の記載事項変更、亡失等の届出の受理に関すること。 |
| 7 | 第6条第2項の規定による銃砲刀剣類の製造等の使用人届出済証明書の交付に関すること。 |
| 8 | 第6条第3項の規定による使用人届出書の記載事項変更等の届出の受理に関すること。 |
| 9 | 第6条第5項の規定による使用人届出済証明書の亡失等の届出の受理に関すること。 |
| 10 | 第10条第1項第2号の規定による申請書に添付する診断書を作成する医師の認定に関すること。 |
| 11 | 第12条第2項の規定による推薦取消しの通知の受理及び送付に関すること。 |
| 12 | 第20条の規定による講習受講申込書の受理に関すること。 |
| 13 | 第26条の規定による技能講習受講申込書の受理に関すること。 |
| 14 | 第45条の規定による射撃指導員指定解除通知書の交付に関すること。 |
| 15 | 第53条の規定による教習射撃指導員解任命令書の交付に関すること。 |
| 16 | 第54条の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理に関すること。 |
| 17 | 第58条第2項の規定による教習用備付け銃に係る教習用備付け銃等届出書及び教習用備付け銃等変更届出書の交付に関すること。 |
| 18 | 第61条の規定による教習射撃場指定解除通知書の交付に関すること。 |
| 19 | 第62条の規定による教習修了証明書交付禁止通知書の交付に関すること。 |
| 20 | 第67条の規定による練習射撃指導員解任命令書の交付に関すること。 |
| 21 | 第68条の規定による練習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理に関すること。 |
| 22 | 第72条の規定による練習用備付け銃に係る教習用備付け銃等届出書及び教習用備付け銃等変更届出書の交付に関すること。 |
| 23 | 第74条の規定による練習射撃場指定解除通知書の交付に関すること。 |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| | 2 4 | 第 80 条の規定による年少射撃資格講習受講申込書の受理に関すること。 |
| | 2 5 | 第 88 条の規定による立入検査の通告に関すること。 |
| | 2 6 | 第 90 条第 2 項の規定による保管業届出書の記載事項変更の届出の受理に関すること。 |
| | 2 7 | 第 90 条第 3 項の規定による保管業届出書の交付に関すること。 |
| | 2 8 | 第 93 条の規定による保管業務廃止等命令書の交付に関すること。 |
| | 2 9 | 第 100 条第 2 項の規定による準空気銃製造等届出書の記載事項変更の届出の受理に関すること。 |
| | 3 0 | 第 100 条第 3 項の規定による準空気銃製造等届出書の交付に関すること。 |
| | 3 1 | 第 100 条第 4 項の規定による準空気銃製造等の廃止の届出の受理に関すること。 |
| | 3 2 | 第 102 条第 3 項の規定による模造拳銃製造等届出書の記載事項変更の届出の受理に関すること。 |
| | 3 3 | 第 102 条第 4 項の規定による模造拳銃製造等届出書の交付に関すること。 |
| | 3 4 | 第 102 条第 5 項の規定による模造拳銃製造等の廃止の届出の受理に関すること。 |
| | 3 5 | 第 103 条第 2 項の規定による模擬銃器製造等届出書の記載事項変更及び廃止の届出の受理並びに模擬銃器製造等届出書の交付に関すること。 |
| | 3 6 | 第 117 条の規定による台帳の整理に関すること。 |
| 指定射撃場の指定に関する総 理府令(昭和三十七年内閣府 令第四十六号) | 1 2 | 第 13 条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項変更の届出の受理に関すること。 第 14 条の規定による指定射撃場の指定解除通知書の交付に関すること。 |
| 道路交通法(昭和三十五年法 律第百五号) | 1 2 3 4 5 | 第 4 条第 1 項の規定による信号機又は道路標識等の設置及び管理に関すること。 第 4 条第 1 項の規定による交通規制のうち、道路名、町名及び地番の変更に関すること。 第 4 条第 1 項の規定による交通の規制のうち、1 月を超えない範囲内における効力の停止に関すること。 第 15 条の 3 第 1 項の規定による遠隔操作による通行の届出の受理に関すること。 第 15 条の 3 第 3 項の規定による届出番号等の通知に関 |

| | |
|----|--|
| | <p>すること。</p> |
| 6 | <p>第 15 条の 5 第 1 項の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する報告若しくは資料の提出要求、又は立入検査に関すること。</p> |
| 7 | <p>第 15 条の 6 の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示に関すること。</p> |
| 8 | <p>第 22 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用者に対する最高速度違反行為を防止するための指示に関すること。</p> |
| 9 | <p>第 44 条第 2 項第 2 号の規定による停留所又は停留場における停車又は駐車であって地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについての合意及び公示に関すること。</p> |
| 10 | <p>第 45 条の 2 第 2 項の規定による高齢運転者等標章の交付に関すること。</p> |
| 11 | <p>第 45 条の 2 第 3 項の規定による高齢運転者等標章の再交付に関すること。</p> |
| 12 | <p>第 45 条の 2 第 4 項の規定による高齢運転者等標章の返納に関すること。</p> |
| 13 | <p>第 49 条第 3 項の規定によるパーキング・メーター等の管理の委託に関すること。</p> |
| 14 | <p>第 51 条の 4 第 3 項の規定による車両の駐車に関する状況の報告の受理</p> |
| 15 | <p>第 51 条の 4 第 4 項の規定による放置違反金の納付命令に関すること。</p> |
| 16 | <p>第 51 条の 4 第 6 項の規定による同項第 1 号及び第 2 号の通知並びに弁明書及び有利な証拠を提出する機会の付与(以下「弁明通知」という)に関すること。</p> |
| 17 | <p>第 51 条の 4 第 7 項の規定による納付命令を受けるべき者が判明しないときの弁明通知の公示送達に関すること。</p> |
| 18 | <p>第 51 条の 4 第 10 項の規定による公示による納付命令に関すること。</p> |
| 19 | <p>第 51 条の 4 第 12 項の規定による納付命令をしない旨の通知及び仮納付に係る金額の返還に関すること。</p> |
| 20 | <p>第 51 条の 4 第 13 項の規定による放置違反金の督促及び延滞金の徴収に関すること。</p> |
| 21 | <p>第 51 条の 4 第 14 項の規定による地方税の滞納処分の例による放置違反金等の徴収に関すること。</p> |

| | |
|--------|---|
| 2 | 第 51 条の 4 第 16 項の規定による納付命令の取消しに関する 2 こと。 |
| 2 3 | 第 51 条の 4 第 17 項の規定による納付命令を取り消した 2 ときの当該納付命令を受けた者に対する通知及び当該 3 納付命令に係る放置違反金等が納付又は徴収されてい るときの当該放置違反金等に相当する金額の還付に関 すること。 |
| 2 4 | 第 51 条の 5 第 1 項の規定による車両の使用者、所有者 2 その他の関係者に対する報告又は資料の提出要求に関 4 すること。 |
| 2 5 | 第 51 条の 5 第 2 項の規定による官庁、公共団体その他 5 の者に対する照会又は協力の要求に関すること。 |
| 2 6 | 第 51 号の 6 第 1 項の規定による国家公安委員会への報 2 告及び国家公安委員会からの通報の受理に関するこ 6 こと。 |
| 2 7 | 第 51 条の 8 第 1 項の規定による放置車両の確認等に関 7 する事務を行う法人の登録に関すること。 |
| 2 8 | 第 51 条の 8 第 6 項の規定による登録の更新に関するこ 8 こと。 |
| 2 9 | 第 51 条の 9 の規定による法人に対する適合命令に関す 9 ること。 |
| 3 0 | 第 51 条の 11 第 1 項の規定による報告の要求及び立入検 0 査に関すること。 |
| 3 1 | 第 51 条の 13 第 1 項の規定による駐車監視員資格者証の 1 交付に関すること。 |
| 3 2 | 第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定による放置車両の確 3 認等に関する技能及び知識に関して行う講習(以下「駐 2 車監視員資格者講習」という。)の実施に関すること。 |
| 3 3 | 第 51 条の 13 第 1 項第 1 号ロの規定による駐車監視員資 3 格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知 3 識を有する者であることの認定に関すること。 |
| 3 4 | 第 58 条の 4 の規定による自動車の使用者に対する過積 4 載運転を防止するための指示に関すること。 |
| 3 5 | 第 59 条第 2 項の規定による自動車の牽引制限の許可に 5 関すること。 |
| 3 6 | 第 59 条第 3 項の規定による自動車の牽引制限の許可証 6 の交付に関すること。 |
| 3 7 | 第 66 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用者に対す 7 る過労運転を防止するための指示に関すること。 |
| 3 | 第 74 条の 3 第 5 項の規定による安全運転管理者等の選 |

| | |
|--------|--|
| 8 | 任及び解任の届出受理に関すること。 |
| 3 9 | 第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任に関すること。 |
| 4 0 | 第74条の3第8項の規定による自動車の使用者に対する是正措置命令に関すること。 |
| 4 1 | 第75条第2項の規定による自動車の使用制限に関する事務(処分の決定に関する事項を除く。) |
| 4 2 | 第75条第3項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による監督行政庁の意見聴取に関すること。 |
| 4 3 | 第75条第5項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による聴聞の期日及び場所の公示に関すること。 |
| 4 4 | 第75条第9項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による使用制限書の交付及び標章のはり付けに関すること。 |
| 4 5 | 第75条第10項(第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による標章の除去に関すること。 |
| 4 6 | 第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に関する事務(処分の決定に関する事項を除く。) |
| 4 7 | 第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に関する事務(処分の決定に関する事項を除く。) |
| 4 8 | 第75条の2の2第1項の規定による自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告又は資料の提出命令に関すること。 |
| 4 9 | 第75条の2の2第2項の規定による自動車の使用者に対する速度、駐車、積載又は運転者の心身の状態に関しての報告又は資料の提出命令に関すること。 |
| 5 0 | 第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可に関すること。 |
| 5 1 | 第75条の13第1項(第75条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定自動運行の許可申請の審査に関すること。 |
| 5 2 | 第75条の13第2項(第75条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定による国土交通大臣等又は市町村の長の意見聴取に関すること。 |
| 5 3 | 第75条の15第1項(第75条の16第2項において準用する場合を含む。)の規定による特定自動運行の許可の条件の付与に関すること。 |
| 5 | 第75条の15第2項(第75条の16第2項において準用 |

| | | |
|--|---|--|
| | 4 | する場合を含む。)の規定による特定自動運行の許可の条件の変更及び追加に関すること。 |
| | 5 | 第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の許可事項の変更に関すること。 |
| | 5 | 第75条の16第3項の規定による特定自動運行計画の軽微な変更の届出の受理に関すること。 |
| | 5 | 第75条の17の規定による特定自動運行の許可及び特定自動運行計画の変更の許可の公示に関すること。 |
| | 5 | 第75条の25第1項の規定による特定自動運行実施者に対する報告若しくは資料の提出要求、又は立入検査に関すること。 |
| | 5 | 第75条の25第4項の規定による官庁等への照会又は協力依頼に関すること。 |
| | 6 | 第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者等に対する指示に関すること。 |
| | 6 | 第75条の26第2項(第75条の27第2項において準用する場合を含む。)の規定による監督行政庁の意見聴取に関すること。 |
| | 6 | 第75条の27第1項の規定による特定自動運行の許可の取消し又は効力の停止に関すること。 |
| | 6 | 第75条の27第3項の規定による特定自動運行の許可の取消しの公示に関すること。 |
| | 6 | 第75条の28第3項の規定による特定自動運行の許可の効力の停止に関する報告の受理に関すること。 |
| | 6 | 第75条の29の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。 |
| | 6 | 第89条第1項の規定による運転免許申請書等の受理及び運転免許試験の実施に関すること。 |
| | 6 | 第89条第2項の規定による運転免許(以下「免許」という。)の申請に係る質問票の交付に関すること。 |
| | 6 | 第89条第3項の規定による技能検査及び技能を有すると認める旨を証する書面の交付に関すること。 |
| | 6 | 第90条第1項又は第2項の規定による免許の拒否に関すること。 |
| | 7 | 第90条第4項の規定による免許の拒否に係る弁明の機会の通知に関すること。 |
| | 7 | 第90条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定による免許の取消し又は効力の停止に係る弁明の機会の通知に関すること。 |
| | 7 | 第90条第8項の規定による医師の診断書に係る提出命 |

| | | |
|--|--------|--|
| | 2 | 令に関すること。 |
| | 7 3 | 第 90 条第 9 項又は第 10 項の規定による免許を受けること ができない期間の指定に関すること。 |
| | 7 4 | 第 90 条第 11 項の規定による他の公安委員会への通知及び 通知の受理に関すること。 |
| | 7 5 | 第 90 条第 14 項の規定による仮運転免許の拒否に係る弁 明の機会の通知に関すること。 |
| | 7 6 | 第 90 条の 2 第 2 項の規定による免許を与えない処分に 関すること。 |
| | 7 7 | 第 91 条の規定による免許の条件の付与及び変更に関す ること。 |
| | 7 8 | 第 91 条の 2 の規定による申請による免許の条件の付与 等に関すること。 |
| | 7 9 | 第 92 条第 1 項の規定による運転免許証(以下「免許証」 という。)の交付に関すること。 |
| | 8 0 | 第 92 条第 2 項の規定による異なる免許を与えるときの 免許証の交付に関すること。 |
| | 8 1 | 第 93 条第 1 項の規定による免許証の記載事項に関する こと。 |
| | 8 2 | 第 93 条第 2 項の規定による免許の条件の記載事項に関 すること。 |
| | 8 3 | 第 93 条の 2 の規定による免許証への電磁的方法による 記録に関すること。 |
| | 8 4 | 第 94 条第 1 項の規定による免許証の記載事項変更届の 受理及び変更事項の記載に関すること。 |
| | 8 5 | 第 94 条第 2 項の規定による免許証の再交付申請書の受 理及び再交付に関すること。 |
| | 8 6 | 第 97 条の 2 第 1 項の規定による運転免許試験の一部免 除に関すること。 |
| | 8 7 | 第 97 条の 2 第 2 項の規定による運転免許試験を免除を しないことに関すること。 |
| | 8 8 | 第 97 条の 2 第 3 項の規定による本邦の域外にある国又 は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者 の運転免許試験の一部免除に関すること。 |
| | 8 9 | 第 97 条の 2 第 4 項の規定による運転免許試験の一部免 除に関すること。 |
| | 9 0 | 第 97 条の 3 の規定による運転免許試験の停止、合格決 定の取消し又は受験の拒否に関すること。 |
| | 9 1 | 第 98 条第 2 項の規定による自動車教習所の届出の受理 に関すること。 |

| | |
|-------------|---|
| 9 2 | 第 98 条第 3 項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者に対する指導及び助言に関すること。 |
| 9 3 | 第 98 条第 4 項の規定による自動車安全運転センターに対する自動車教習所職員の研修等の要求に関すること。 |
| 9 4 | 第 98 条第 5 項の規定による自動車教習所の設置者又は管理者に対する報告又は資料の提出の要求に関すること。 |
| 9 5 | 第 99 条第 1 項の規定による指定自動車教習所の指定申請の受理に関すること。 |
| 9 6 | 第 99 条の 2 第 4 項の規定による技能検定員資格者証の交付並びに同項第 1 号イの規程による審査及び同号ハの規定による認定に関すること。 |
| 9 7 | 第 99 条の 2 第 5 項の規定による技能検定員資格者証の返納命令に関すること。 |
| 9 8 | 第 99 条の 3 第 4 項の規定による教習指導員資格者証の交付並びに同項第 1 号イの規定による審査及び同号ハの規定による認定に関すること。 |
| 9 9 | 第 99 条の 3 第 5 項の規定による教習指導員資格者証の返納命令に関すること。 |
| 1 0 0 | 第 99 条の 6 第 1 項の規定による指定自動車教習所の設置者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出の要求、又は立ち入り、検査若しくは質問に関すること。 |
| 1 0 1 | 第 99 条の 7 第 1 項の規定による指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する適合命令に関すること。 |
| 1 0 2 | 第 99 条の 7 第 2 項の規定による指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する業務監督命令に関すること。 |
| 1 0 3 | 第 100 条の 2 第 1 項の規定による再試験の実施に関すること。 |
| 1 0 4 | 第 100 条の 2 第 4 項の規定による再試験の通知に関すること。 |
| 1 0 5 | 第 100 条の 2 第 5 項の規定による再試験受験申込書の受理に関すること。 |
| 1 0 | 第 100 条の 3 第 1 項の規定による他の公安委員会への試験移送通知書の送付に関すること。 |

| | | |
|--|-------------|---|
| | 6 | |
| | 1 0 7 | 第 100 条の 3 第 2 項の規定による試験移送通知書の受理及び再試験の実施に関すること。 |
| | 1 0 8 | 第 100 条の 3 第 3 項の規定による再試験の通知及び実施に関すること。 |
| | 1 0 9 | 第 101 条第 1 項の規定による免許証の更新に関すること。 |
| | 1 1 0 | 第 101 条第 3 項の規定による免許証の更新に係る書面の送付に関すること。 |
| | 1 1 1 | 第 101 条第 4 項の規定による免許証の更新に係る質問票の交付に関すること。 |
| | 1 1 2 | 第 101 条第 5 項の規定による免許証の更新時における適性検査に関すること。 |
| | 1 1 3 | 第 101 条第 6 項の規定による免許証の更新に関すること。 |
| | 1 1 4 | 第 101 条の 2 第 1 項の規定による免許証の更新(特例)申請の受理に関すること。 |
| | 1 1 5 | 第 101 条の 2 第 2 項の規定による免許証の更新(特例)申請に係る質問票の交付に関すること。 |
| | 1 1 6 | 第 101 条の 2 第 3 項の規定による免許証の更新(特例)時における適性検査に関すること。 |
| | 1 1 7 | 第 101 条の 2 第 4 項の規定による免許証の更新(特例)に関すること。 |
| | 1 1 8 | 第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定による免許証の更新(経由地)申請の受理に関すること。 |
| | 1 1 9 | 第 101 条の 2 の 2 第 2 項の規定による免許証の更新(経由地)時における適性検査に関すること。 |

| | |
|-------------|--|
| 1 2 0 | 第 101 条の 2 の 2 第 3 項の規定による免許証の更新(経由地)時における適性検査の結果を記載した書面及び更新申請書の送付に関すること。 |
| 1 2 1 | 第 101 条の 2 の 2 第 4 項の規定による免許証の更新(経由地)時講習を受講した場合の通知に関すること。 |
| 1 2 2 | 第 101 条の 2 の 2 第 5 項の規定による免許証の更新(経由地)時における適性検査の再検査とその通知に関すること。 |
| 1 2 3 | 第 101 条の 3 第 2 項の規定による更新時講習の不受講者に対する更新の拒否に関すること。 |
| 1 2 4 | 第 101 条の 4 第 2 項の規定による認知機能検査等に関すること。 |
| 1 2 5 | 第 108 条の 2 第 1 項第 14 号の規定による若年運転者講習に関すること。 |
| 1 2 6 | 第 101 条の 4 第 4 項の規定による運転技能検査等の結果に基づく更新の拒否に関すること。 |
| 1 2 7 | 第 101 条の 4 第 5 項の規定による高齢者講習の受講、認知機能検査等の受検及び運転技能検査等の受検に必要な事項を記載した書面の送付に関すること。 |
| 1 2 8 | 第 101 条の 5 の規定による免許を受けた者に対する報告徴収に関すること。 |
| 1 2 9 | 第 101 条の 6 第 1 項の規定による医師の届出の受理に関すること。 |
| 1 3 0 | 第 101 条の 6 第 2 項の規定による医師への回答に関すること。 |
| 1 3 1 | 第 101 条の 6 第 4 項の規定による他の公安委員会への通知に関すること。 |
| 1 3 2 | 第 101 条の 7 第 1 項の規定による臨時認知機能検査に関すること。 |
| 1 3 3 | 第 101 条の 7 第 2 項の規定による臨時認知機能検査の通知に関すること。 |

| | | |
|--|-------------|--|
| | 3 | |
| | 1 3 4 | 第 101 条の 7 第 4 項の規定による臨時認知機能検査の結果に基づく臨時高齢者講習に関すること。 |
| | 1 3 5 | 第 101 条の 7 第 5 項の規定による臨時認知機能検査の結果に基づく臨時高齢者講習の通知に関すること。 |
| | 1 3 6 | 第 102 条第 1 項から第 4 項までの規定による臨時適性検査又は医師の診断書の提出命令に関すること。 |
| | 1 3 7 | 第 102 条第 5 項の規定による政令に定める事項に係る臨時適性検査に関すること。 |
| | 1 3 8 | 第 102 条第 6 項の規定による臨時適性検査の期日、場所、その他必要な事項の通知に関すること。 |
| | 1 3 9 | 第 103 条第 3 項及び第 5 項(第 107 条の 5 第 9 項において準用する場合を含む。)の規定による他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理に関すること。 |
| | 1 4 0 | 第 103 条第 6 項の規定による医師の診断書の提出を命ずること。 |
| | 1 4 1 | 第 103 条第 9 項(第 107 条の 5 第 9 項において準用する場合を含む。)の規定による他の公安委員会への処分した旨の通知及び他の公安委員会からの処分した旨の通知の受理に関すること。 |
| | 1 4 2 | 第 103 条の 2 第 4 項(第 107 条の 5 第 10 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による仮停止(仮禁止)通知書及び提出を受けた免許証(第 107 条の 2 に規定する国際運転免許証等(以下「国際運転免許証等」という。))の受理に関すること。 |
| | 1 4 3 | 第 103 条の 2 第 5 項(第 107 条の 5 第 10 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による他の公安委員会への仮停止(仮禁止)通知書及び免許証(国際運転免許証等)の送付及びこれらの書類の他の公安委員会からの受理に関すること。 |
| | 1 4 4 | 第 104 条の 2 の 2 第 1 項の規定による再試験の不合格者に対する免許の取消しに関すること。 |
| | 1 | 第 104 条の 2 の 2 第 3 項の規定による再試験に係る処分 |

| | | |
|--|-------------|---|
| | 4 5 | 移送通知書に関すること。 |
| | 1 4 6 | 第104条の2の2第4項の規定による他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理及び取消しに関すること。 |
| | 1 4 7 | 第104条の2の2第7項の規定による処分結果の通知に関すること。 |
| | 1 4 8 | 第104条の2の4第3項の規定による特例取得免許の処分移送通知書の送付に関すること。 |
| | 1 4 9 | 第104条の2の4第4項の規定による他の公安委員会から送付された処分移送通知書の受理及び取消しに関すること。 |
| | 1 5 0 | 第104条の2の4第7項の規定による処分結果の通知に関すること。 |
| | 1 5 1 | 第104条の3第1項(第107条の5第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による免許の取消し(国際運転免許証等による自動車等の運転禁止)に係る書面の交付に関すること。 |
| | 1 5 2 | 第104条の3第4項(第107条の5第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による出頭命令に係る通知の受理及び保管免許証(国際運転免許証等)の受理に関すること。 |
| | 1 5 3 | 第104条の3第5項の規定による保管免許証の返還に関すること。 |
| | 1 5 4 | 第104条の4第1項の規定による免許の取消し申請及び当該免許が取り消された場合に他の種類の免許を受けたい旨の申出の受理に関すること。 |
| | 1 5 5 | 第104条の4第2項の規定による免許の取消し申請に係る免許の取消し決定に関すること。 |
| | 1 5 6 | 第104条の4第3項の規定による申請により免許を取り消された場合における返納された免許証の受理及び申出に係る免許を与えることに関すること。 |
| | 1 5 7 | 第104条の4第5項(第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による運転経歴証明書等の交付申請の受理に関すること。 |
| | 1 | 第104条の4第6項(第105条第2項において読み替え |

| | |
|-------------|--|
| 5 8 | て準用する場合を含む。)の規定による運転経歴証明書の交付に関する事 |
| 1 5 9 | 第106条の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関する事 |
| 1 6 0 | 第107条第1項の規定による返納された免許証の受理に関する事 |
| 1 6 1 | 第107条第2項の規定による再試験及び申請により免許を取り消された場合における返納された免許の受理及び他の種類の免許に係る免許証の交付に関する事 |
| 1 6 2 | 第107条の3の2の規定に基づく国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収に関する事 |
| 1 6 3 | 第107条の4第1項の規定による国際運転免許証等を所持する者について行う臨時適性検査の実施及びその期日、場所その他必要な事項の通知に関する事 |
| 1 6 4 | 第107条の4第3項の規定による臨時適性検査の結果に基づく措置命令に関する事 |
| 1 6 5 | 第107条の5第5項の規定により提出された国際運転免許証等の受理に関する事 |
| 1 6 6 | 第107条の5第6項の規定により提出又は送付を受けた国際運転免許証等の返還に関する事 |
| 1 6 7 | 第107条の5第7項の規定により運転禁止期間中に本邦に再上陸した者から提出された国際運転免許証等の受理及び当該国際運転免許証等の返還に関する事 |
| 1 6 8 | 第107条の5第8項の規定による国際運転免許証等への処分事項の記載に関する事 |
| 1 6 9 | 第107条の6の規定による国家公安委員会への報告に関する事 |
| 1 7 0 | 第107条の7第2項の規定による国外運転免許証交付申請書の受理に関する事 |
| 1 7 1 | 第107条の7第3項の規定による国外運転免許証の交付に関する事 |

| | |
|-------------|--|
| 1 7 2 | 第 107 条の 10 第 1 項の規定による国外運転免許証の返納に関する事 こと。 |
| 1 7 3 | 第 107 条の 10 第 2 項の規定により提出された国外運転 免許証の受理に関する事 こと。 |
| 1 7 4 | 第 107 条の 10 第 3 項の規定による国外運転免許証の返 還に関する事 こと。 |
| 1 7 5 | 第 108 条第 1 項の規定による免許関係事務の委託に関す る事 こと。 |
| 1 7 6 | 第 108 条の 2 第 1 項第 1 号の規定による安全運転管理者 等に対する講習に関する事 こと。 |
| 1 7 7 | 第 108 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による取消処分者講習 に関する事 こと。 |
| 1 7 8 | 第 108 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による停止処分者講習 に関する事 こと。 |
| 1 7 9 | 第 108 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による大型自動車免 許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動 車免許の取得時講習に関する事 こと。 |
| 1 8 0 | 第 108 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による大型自動二輪車 免許又は普通自動二輪免許の取得時講習に関する事 こと。 |
| 1 8 1 | 第 108 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による原付講習に関す る事 こと。 |
| 1 8 2 | 第 108 条の 2 第 1 項第 7 号の規定による大型自動車第二 種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種 免許の取得時講習に関する事 こと。 |
| 1 8 3 | 第 108 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による応急救護処置講 習に関する事 こと。 |
| 1 8 4 | 第 108 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による指定自動車教習 所の職員に対する講習に関する事 こと。 |
| 1 8 8 | 第 108 条の 2 第 1 項第 10 号の規定による初心運転者講 習に関する事 こと。 |

| | | |
|--|-------------|--|
| | 5 | |
| | 1 8 6 | 第 108 条の 2 第 1 項第 11 号の規定による更新時講習に関すること。 |
| | 1 8 7 | 第 108 条の 2 第 1 項第 12 号の規定による高齢者講習に関すること。 |
| | 1 8 8 | 第 108 条の 2 第 1 項第 13 号の規定による軽微違反行為をした者の講習に関すること。 |
| | 1 8 9 | 第 108 条の 2 第 1 項第 14 号の規定による若年運転者講習に関すること。 |
| | 1 9 0 | 第 108 条の 2 第 1 項第 15 号の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習に関すること。 |
| | 1 9 1 | 第 108 条の 2 第 1 項第 16 号の規定による自転車運転者講習に関すること。 |
| | 1 9 2 | 第 108 条の 2 第 2 項の規定による車両の運転者に対する講習に関すること。 |
| | 1 9 3 | 第 108 条の 2 第 3 項の規定による講習の実施の委託に関すること。 |
| | 1 9 4 | 第 108 条の 3 第 1 項の規定による初心運転者講習基準該当者への通知に関すること。 |
| | 1 9 5 | 第 108 条の 3 の 2 の規定による軽微違反行為をした者の講習の通知に関すること。 |
| | 1 9 6 | 第 108 条の 3 の 3 の規定による若年運転者講習基準該当者への通知に関すること。 |
| | 1 9 7 | 第 108 条の 3 の 4 第 1 項の規定による講習通知事務の委託に関すること。 |
| | 1 9 8 | 第 108 条の 3 の 5 第 1 項の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に関すること。 |

| | |
|-----|--|
| 199 | 第108条の3の5第2項の規定による自転車運転者講習の受講命令に関すること。 |
| 200 | 第108条の3の6の規定による国家公安委員会への報告及び国家公安委員会からの通報の受理に関すること。 |
| 201 | 第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定に関すること。 |
| 202 | 第108条の4第2項の規定による指定講習機関の指定の申請に関すること。 |
| 203 | 第108条の5第3項の規定による運転適性指導員等の解任命令に関すること。 |
| 204 | 第108条の6第1項の規定による講習業務規程の認可に関すること。 |
| 205 | 第108条の8第1項の規定による指定講習機関に対する適合命令に関すること。 |
| 206 | 第108条の8第2項の規定による特定講習に関する命令に関すること。 |
| 207 | 第108条の9の規定による特定講習機関に対する検査の実施並びに報告又は資料の提出の要求及び受理に関すること。 |
| 208 | 第108条の10の規定による特定講習の休廃止の許可に関すること。 |
| 209 | 第108条の26第1項の規定による民間組織活動等に対する情報の提供、助言、指導の措置等に関すること。 |
| 210 | 第108条の26第2項の規定による関係地方公共団体の長に対する情報の提供及び措置等に関すること。 |
| 211 | 第108条の27の規定による交通安全教育に関すること。 |
| 211 | 第108条の29第1項の規定による地域交通安全活動推進委員の委嘱に関すること。 |

| | | |
|--|-------------|--|
| | 2 | |
| | 2 1 3 | 第 108 条の 29 第 5 項の規定による地域交通安全活動推進委員の解職に関する事。 |
| | 2 1 4 | 第 108 条の 30 第 3 項の規定による地域交通安全活動推進委員協議会からの意見の申出の受理に関する事。 |
| | 2 1 5 | 第 108 条の 32 の 2 第 1 項の規定による運転免許取得者等教育の認定に関する事。 |
| | 2 1 6 | 第 108 条の 32 の 2 第 2 項の規定による運転免許取得者等教育の認定の公示に関する事。 |
| | 2 1 7 | 第 108 条の 32 の 2 第 4 項の規定による認定を受けて運転免許取得者等教育を行うものに対する指導又は助言等に関する事。 |
| | 2 1 8 | 第 108 条の 32 の 3 第 1 項の規定による運転免許取得者等検査の認定に関する事。 |
| | 2 1 9 | 第 108 条の 32 の 3 第 2 項の規定による運転免許取得者等検査の認定の公示に関する事及び認定を受けて運転免許取得者等検査を行うものに対する指導又は助言等に関する事。 |
| | 2 2 0 | 第 108 条の 34 の規定による使用者に対する通知に関する事。 |
| | 2 2 1 | 第 109 条の 2 第 1 項の規定による交通情報の提供に関する事。 |
| | 2 2 2 | 第 110 条の 2 第 1 項の規定による交通公害に関する資料の提供要求に関する事。 |
| | 2 2 3 | 第 110 条の 2 第 2 項の規定による広域交通規制の意見聴取に関する事。 |
| | 2 2 4 | 第 110 条の 2 第 3 項の規定による特定交通規制の意見聴取及び通知に関する事。 |
| | 2 2 5 | 第 110 条の 2 第 4 項の規定による特定道路における交通規制の協議に関する事。 |

| | | |
|----------------------------|-------------|---|
| | 2 2 6 | 第 110 条の 2 第 5 項の規定による路上駐車場における駐・停車等の意見聴取及び通知に関すること。 |
| | 2 2 7 | 第 110 条の 2 第 6 項の規定による路上駐車場における駐車時間の制限の意見聴取に関すること。 |
| | 2 2 8 | 第 110 条の 2 第 7 項の規定によるパーキング・メーター設置の場合の意見聴取に関すること。 |
| | 2 2 9 | 第 111 条第 3 項の規定による道路管理者等に対する道路交通の調査結果の通知に関すること。 |
| 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号) | 1 | 第 13 条第 1 項の規定による緊急自動車に関する届出の受理及び指定に関すること。 |
| | 2 | 第 14 条の 2 第 1 項の規定による道路維持作業用自動車の届出の受理に関すること。 |
| | 3 | 第 14 条の 2 第 2 号の規定による道路維持作業用自動車の指定に関すること。 |
| | 4 | 第 32 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による緊急自動車の運転資格の審査に関すること。 |
| | 5 | 第 32 条の 3 の 2 第 2 項の規定による緊急自動車の運転資格の審査に関すること。 |
| | 6 | 第 32 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定による緊急自動車の運転資格の審査に関すること。 |
| | 7 | 第 32 条の 7 第 2 号の規定による 19 歳から大型免許等を受けられることができる課程の指定に関すること。 |
| | 8 | 第 32 条の 8 第 2 号の規定による 19 歳から中型免許等を受けられることができる課程の指定に関すること。 |
| | 9 | 第 37 条の 4 第 7 号の規定による再試験の受験期間の特例に係る認定に関すること。 |
| | 10 | 第 37 条の 11 第 7 号の規定による若年運転者講習の受講期間の特例に係る認定に関すること。 |
| 道路交通法施行規則 (昭和三十五年総理府令第六十号) | 1 | 第 6 条の 3 の 3 の規定による停車又は駐車に関係のある者として認める者に関すること。 |
| | 2 | 第 6 条の 3 の 5 の規定による高齢運転者等標章の記載事項変更に関すること。 |
| | 3 | 第 6 条の 8 の規定によるパーキング・メーターの管理等の委託に関すること (法人の資格認定要件を除 |

| | |
|----|--|
| | く。) |
| 4 | 第9条の19第1項の規定による特定自動運行の許可証の交付に関する事。 |
| 5 | 第9条の19第2項の規定による特定自動運行の許可証の再交付に関する事。 |
| 6 | 第9条の21第2項の規定による資料の提出要求等に関する事。 |
| 7 | 第9条の22の規定による知事等の意見聴取に関する事。 |
| 8 | 第9条の23第3項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の通知及び特定自動運行の許可証の再交付に関する事。 |
| 9 | 第9条の25第3項の規定による特定自動運行の許可証の書き換えに関する事。 |
| 10 | 第9条の33の規定による特定自動運行の許可の取消し等の通知に関する事。 |
| 11 | 第9条の38第1項及び第3項の規定による特定自動運行の許可証の返納に関する事。 |
| 12 | 第9条の38第4項の規定による特定自動運行の許可証の返納に伴う公示に関する事。 |
| 13 | 第18条の3の規定による免許の拒否に係る通知に関する事。 |
| 14 | 第18条の5の規定による限定解除審査書の受理に関する事。 |
| 15 | 第22条第1項の規定による運転免許試験に係る道路等の指定に関する事。 |
| 16 | 第22条第2項の規定による運転免許試験に係る日時又は場所の指定に関する事。 |
| 17 | 第22条第3項の規定による運転免許試験に係る新たな日時の指定に関する事。 |
| 18 | 第26条の3第2項の規定による認知機能検査に係る書類の交付に関する事。 |
| 19 | 第26条の5第6項の規定による運転技能検査に係る書類の交付に関する事。 |
| 20 | 第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付に関する事。 |
| 21 | 第29条の2第1項の規定による特例更新申請書の受理に関する事。 |
| 22 | 第29条の2の2第1項の規定による免許証の更新申請書(経由地)の受理に関する事。 |

| | |
|--------|--|
| 2 3 | 第 29 条の 3 の規定による公安委員会が認める医師の認定に関する事 定に関する事 |
| 2 4 | 第 30 条の 9 第 4 項の規定による申請に基づく免許の取消しの通知に関する事 |
| 2 5 | 第 30 条の 12 第 1 項の規定による運転経歴証明書の記載事項変更届の受理及び変更事項の記載に関する事 |
| 2 6 | 第 30 条の 13 第 1 項の規定による運転経歴証明書の再交付申請書の受理及び再交付に関する事 |
| 2 7 | 第 30 条の 14 の規定による返納された運転経歴証明書の受理に関する事 |
| 2 8 | 第 31 条の 4 の 2 の規定による公安委員会が定めた法人の資格認定要件の審査に関する事 |
| 2 9 | 第 31 条の 5 第 3 項の規定による自動車教習所の廃止及び変更の届出の受理に関する事 |
| 3 0 | 第 31 条の 6 第 1 項の規定による定期的な報告書の提出要求に関する事 |
| 3 1 | 第 31 条の 6 第 2 項の規定による報告又は資料の提出要求に関する事 |
| 3 2 | 第 33 条第 5 項第 2 号ニ（第 34 条の 3 第 1 項第 3 号において準用する場合を含む。）の規定による応急救護処置講習指導員の認定に関する事 |
| 3 3 | 第 36 条の規定による指定申請書の変更届の受理に関する事 |
| 3 4 | 第 37 条の 2 第 2 項の規定による適性検査の結果に基づく命令書の交付に関する事 |
| 3 5 | 第 38 条第 8 項第 2 号の規定による応急救護処置の指導能力の認定に関する事 |
| 3 6 | 第 38 条第 15 項の規定による終了証明書等の交付に関する事 |
| 3 7 | 第 38 条の 2 の規定による講習を終了した者であることを証明する書類の交付に関する事 |
| 3 8 | 第 38 条の 3 の規定による公安委員会が定めた法人の資格認定要件の審査に関する事 |
| 3 9 | 第 38 条の 4 第 3 項の規定による初心運転者講習を受講していなかったやむを得ない理由を証する書類の受理に関する事 |
| 4 0 | 第 38 条の 4 の 2 第 3 項の規定による違反者講習を受講していなかったやむを得ない理由を証する書類の受理に関する事 |

| | | | |
|--|--------------------------------|--|-----------------------------|
| | 41 | 第38条の4の2の2第3項の規定による若年運転者講習を受講していなかったやむを得ない理由を証する書類の受理に関すること。 | |
| | 42 | 第38条の4の6第1項第1号の規定による運転免許取得者等教育の課程において指導を行う者に関すること。 | |
| 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号) | 1 | 第2条第1項(同条第3項において準用する場合も含む。)の規定による登録申請書の受理に関すること。 | |
| | 2 | 第6条の規定による駐車監視員資格者講習の開催日時等の公示に関すること。 | |
| | 3 | 第7条第1項の規定による駐車監視員資格者講習の受講申込書の受理に関すること。 | |
| | 4 | 第9条第1項の規定による駐車監視員資格者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付に関すること。 | |
| | 5 | 第9条第2項(第10条第5項において準用する場合を含む。)の規定による修了証明書の再交付申請書の受理及び修了証明書の再交付に関すること。 | |
| | 6 | 第10条第1項の規定による技能及び知識に関する審査に関すること。 | |
| | 7 | 第10条第2項の規定による認定申請書の受理に関すること。 | |
| | 8 | 第10条第4項の規定による認定書の交付に関すること。 | |
| | 9 | 第11条第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付申請書の受理に関すること。 | |
| | 10 | 第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付申請書の受理及び駐車監視員資格者証の書換え交付に関すること。 | |
| | 11 | 第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付申請書の受理及び駐車監視員資格者証の再交付に関すること。 | |
| | 12 | 第14条第2項の規定による駐車監視員資格者証の返納の受理に関すること。 | |
| | 指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号) | 1 | 第2条第1項の規定による指定申請書の受理に関すること。 |
| | | 2 | 第3条の規定による指定の公示に関すること。 |
| 3 | | 第4条第1項の規定による名称等の変更の届出等の受理に関すること。 | |
| 4 | | 第4条第2項の規定による名称等の変更に係る公示に関 | |

| | | |
|---|----|--|
| | | すること。 |
| | 5 | 第4条第3項の規定による書類の内容の変更届出の受理に関する事。 |
| | 6 | 第5条第1項第5号の規定による運転適性指導員の資格の審査に関する事。 |
| | 7 | 第7条第1項第5号の規定による運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に関する事。 |
| | 8 | 第9条第1項の規定による講習業務規程の認可申請の受理に関する事。 |
| | 9 | 第9条第2項の規定による講習業務規程の変更認可申請の受理に関する事。 |
| | 10 | 第11条の規定による講習結果報告書の受理に関する事。 |
| | 11 | 第13条の規定による事業報告書及び収支決算書の受理に関する事。 |
| | 12 | 第14条第1項の規定による休廃止の許可申請の受理に関する事。 |
| | 13 | 第14条第2項の規定による許可の公示に関する事。 |
| | 14 | 第15条の規定による指定講習機関の指定取消しの公示に関する事。 |
| | 15 | 第16条の規定による特定講習の業務の引継ぎ等に関する事。 |
| | 16 | 第17条の規定による特定講習指導員の指名に関する事。 |
| | 17 | 第18条第1項の規定による連絡等に関する事。 |
| | 18 | 第18条第2項の規定による必要な配慮に関する事。 |
| 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第七号) | 1 | 第1条第2項の規定による地域交通安全活動推進委員の地域住民に対する周知に関する事。 |
| | 2 | 第8条第1項の規定による地域交通安全活動推進委員に対する講習の実施に関する事。 |
| | 3 | 第8条第2項の規定による地域交通安全活動推進委員に対する講習の委託に関する事。 |
| | 4 | 第9条の規定による地域交通安全活動推進委員に対する指導に関する事。 |
| | 5 | 第10条の規定による地域交通安全活動推進委員に対する解職するときの弁明の機会供与に関する事。 |
| | 6 | 第14条の規定による地域交通安全活動推進委員協議会 |

| | | |
|---|----|--|
| | | に対する報告又は資料の提出要求に関すること。 |
| | 7 | 第15条の規定による地域交通安全活動推進委員協議会に対する改善の勧告に関すること。 |
| 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第一号) | 1 | 第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定による応急救護処置講習指導員の認定に関すること。 |
| | 2 | 第2条の規定による申請書の受理に関すること。 |
| | 3 | 第3条の規定による指定書の交付に関すること。 |
| | 4 | 第4条の規定による記載事項の変更の届出の受理に関すること。 |
| | 5 | 第7条の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。 |
| | 6 | 第8条第2項の規定による指定取消通知書の通知に関すること。 |
| 技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号) | 1 | 第1条の規定による技能検定員の審査及び審査の可否の判定に関すること。 |
| | 2 | 第2条の規定による技能検定員審査の公示に関すること。 |
| | 3 | 第3条の規定による技能検定員審査申請書の受理に関すること。 |
| | 4 | 第5条第1項の規定による技能検定員審査合格証明書の交付に関すること。 |
| | 5 | 第5条第2項の規定による技能検定員審査合格証明書の再交付に関すること。 |
| | 6 | 第6条の規定による技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定に関すること。 |
| | 7 | 第7条第1項の規定による技能検定員資格者証の交付に関すること。 |
| | 8 | 第7条第2項の規定による技能検定員資格者証の交付申請書の受理に関すること。 |
| | 9 | 第8条第1項の規定による技能検定員資格者証の再交付に関すること。 |
| | 10 | 第8条第2項の規定による技能検定員資格者証の書換えに関すること。 |
| | 11 | 第9条第2項の規定による技能検定員資格者証の返納受理に関すること。 |
| | 12 | 第10条第1項の規定による教習指導員の審査及び審査の可否の判定に関すること。 |

| | | |
|--|--------|---|
| | 1 3 | 第 10 条第 2 項の規定による教習指導員審査の公示に関すること。 |
| | 1 4 | 第 11 条第 1 項による教習指導員審査申請書の受理に関すること。 |
| | 1 5 | 第 13 条第 1 項の規定による教習指導員審査合格証明書の交付に関すること。 |
| | 1 6 | 第 13 条第 2 項の規定による教習指導員審査合格証明書の再交付に関すること。 |
| | 1 7 | 第 14 条の規定による教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定に関すること。 |
| | 1 8 | 第 15 条第 1 項の規定による教習指導員資格者証の交付に関すること。 |
| | 1 9 | 第 15 条第 2 項の規定による教習指導員資格者証の交付申請書の受理に関すること。 |
| | 2 0 | 第 16 条第 1 項の規定による教習指導員資格者証の再交付及び書換えに関すること。 |
| | 2 1 | 第 16 条第 2 項の規定による教習指導員資格者証の返納受理に関すること。 |
| 運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号) | 1 | 第 2 条第 1 号イ(3)の規定による運転免許取得者等教育に関する技能及び知識を有する者の認定に関すること。 |
| | 2 | 第 2 条第 1 号イ(4)の規定による応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有する者の認定に関すること。 |
| | 3 | 第 4 条第 2 項第 4 号の規定による運転免許取得者等教育を行う者による第 1 条第 3 号に掲げる運転免許取得者等教育の指定の申請及び指定に関すること。 |
| | 4 | 第 6 条の規定による運転免許取得者等教育の認定の公示に関すること。 |
| | 5 | 第 7 条第 1 項の規定による運転免許取得者等教育を行う者が第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号に掲げる事項を変更しようとするときの公安委員会への届出に関すること。 |
| | 6 | 第 7 条第 2 項の規定による第 7 条第 1 項の規定に基づく変更届があったときの当該変更に係る公示に関すること。 |
| | 7 | 第 7 条第 3 項の規定による第 5 条第 2 項各号に掲げる書類の内容に変更があった際に認定教育実施者の行う変更届に関すること。 |

| | | |
|--|----|---|
| | 8 | 第 12 条の規定による認定取消しの公示に関する事 |
| | 9 | 第 13 条各号の規定による申請書等の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記載した電磁的記録媒体による手続に関する事 |
| 応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成 6 年国家公安委員会規則第二号) | | 第 4 号の規定による応急救護処置に必要な知識の指導の能力の認定に関する事 |
| 鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年鳥取県公安委員会規則第八号) | 1 | 第 3 条第 1 項の規定による交通規制の対象から除外する車両に関する事 |
| | 2 | 第 3 条第 2 項の規定による交通規制の対象から除外する車両の申請書の受理に関する事 |
| | 3 | 第 3 条第 5 項の規定による指定証及び標章の交付に関する事 |
| | 4 | 第 5 条第 1 項の規定による緊急自動車の指定に係る申請書の受理に関する事 |
| | 5 | 第 5 条第 2 項の規定による指定証の交付に関する事 |
| | 6 | 第 5 条第 4 項の規定による指定証の記載事項変更届の受理及び記載に関する事 |
| | 7 | 第 5 条第 5 項の規定による再交付申請書の受理及び交付に関する事 |
| | 8 | 第 5 条第 6 項の規定による指定証の返納受理に関する事 |
| | 9 | 第 5 条の 2 第 1 項の規定による緊急自動車の届出に係る届出書の受理に関する事 |
| | 10 | 第 5 条の 2 第 2 項の規定による確認証の交付に関する事 |
| | 11 | 第 5 条の 2 第 4 項の規定による確認証の記載事項変更届の受理、再交付及び返納の受理に関する事 |
| | 12 | 第 5 条の 3 第 1 項の規定による道路維持作業用自動車の届出に係る事務に関する事 |
| | 13 | 第 5 条の 3 第 2 項の規定による道路維持作業用自動車の指定に係る事務に関する事 |
| | 14 | 第 9 条の 8 第 1 項の規定による放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の公示送達に関する事 |
| | 15 | 第 9 条の 11 の規定による法人の登録若しくは登録更新に係る通知又は登録若しくは登録更新拒否に係る通知に関する事 |
| | 16 | 第 9 条の 13 第 2 項の規定による駐車監視員資格者証の交付に関する事 |

| | | |
|-------------------------------------|----|---|
| | 17 | 第9条の16第1項の規定による認定考査の実施に関すること。 |
| | 18 | 第9条の16第2項の規定による受検票の交付に関すること。 |
| | 19 | 第9条の17の規定による認定の拒否に係る通知に関すること。 |
| | 20 | 第9条の19の規定による駐車監視員資格者証の交付の拒否に係る通知に関すること。 |
| | 21 | 第10条の2第1項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出書の受理並びに届出書の記載事項変更届の受理に関すること。 |
| | 22 | 第10条の2第2項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出書の受理並びに届出書の記載事項変更届の受理に関すること。 |
| | 23 | 第10条の3第1項の規定による申請書の受理に関すること。 |
| | 24 | 第10条の3第2項の規定による審査及び通知に関すること。 |
| | 25 | 第14条の規定による免許条件の解除又は変更に係る申請書の受理に関すること。 |
| | 26 | 第15条の規定による試験場所の指定に関すること。 |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) | 1 | 第5条第2項(第15条の2第8項及び第9項並びに第30条の8第4項及び第5項において準用する場合を含む。)及び第34条第2項の規定による意見聴取に係る通知及び公示に関すること。 |
| | 2 | 第6条第4項に規定する指定の確認の結果の通知の受理に関すること。ただし、指定の要件に該当しない場合を除く。 |
| | 3 | 第7条第1項(第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定及び指定の取消しの公示に関すること。 |
| | 4 | 第7条第3項(第8条第7項、第15条の2第8項及び第9項、第15条の4第2項、第30条の8第4項及び第5項並びに第30条の12第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定及び指定の取消しの通知に関すること。 |
| | 5 | 第7条第4項(第15条の2第8項及び第30条の8第4 |

| | |
|----|--|
| | 項において準用する場合を含む。)の規定による指定の公示事項の変更の公示に関する事 |
| 6 | 第8条第3項の規定による指定暴力団連合の取消しに関する事 |
| 7 | 第8条第5項の規定による指定の取消しの確認の結果の通知の受理に関する事。ただし、取消しの要件に該当しない場合を除く。 |
| 8 | 第13条の規定による援助申出書の受理及び援助に関する事 |
| 9 | 第14条第1項の規定による事業者に対する援助を行う旨の決定に関する事 |
| 10 | 第14条第2項の規定による講習(以下「責任者講習」という。)の計画の決定及び責任者講習の実施に関する事 |
| 11 | 第14条第3項の規定による事業者に対する通知に関する事 |
| 12 | 第15条第4項の規定による標章の貼付けに関する事。ただし、仮の命令に係る場合を除く。 |
| 13 | 第15条第5項の規定による標章の取除きに関する事。ただし、仮の命令に係る場合を除く。 |
| 14 | 第15条の2第5項の規定による標章の貼付けに関する事 |
| 15 | 第15条の2第6項の規定による標章の取除きに関する事 |
| 16 | 第28条第1項の規定による援護等措置を行う旨の決定に関する事 |
| 17 | 第28条第2項の規定による離脱者に対する援護思想の啓発に関する事 |
| 18 | 第28条第3項の規定による離脱希望者の状況について都道府県センターから報告を求める旨の決定に関する事 |
| 19 | 第30条の11第3項の規定による標章の貼付けに関する事。ただし、仮の命令に係る場合を除く。 |
| 20 | 第30条の11第4項の規定による標章の取除きに関する事。ただし、仮の命令に係る場合を除く。 |
| 21 | 第32条の3第1項の規定による都道府県センターの指定の申出の受理に関する事 |
| 22 | 第32条の3第5項の規定による都道府県センターに対する改善命令に関する事 |
| 23 | 第32条の6第1項の規定による国家公安委員会に提出 |

| | | |
|--------|--|---|
| | 3 | する申請書の受理に関する事 |
| | 2 4 | 第 33 条第 1 項の規定による報告及び資料の提出要求の決定並びに立入りの実施の決定に関する事 |
| | 2 5 | 第 34 条第 4 項の規定による許可に関する事 |
| | 2 6 | 第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定による国家公安委員会への報告に関する事 |
| | 2 7 | 第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定による国家公安委員会からの通報の受理に関する事 |
| | 2 8 | 第 36 条第 4 項の規定による官庁、公共団体その他の者への協力の要求に関する事 |
| | 2 9 | 第 39 条の 2 第 1 項の規定による命令又は指示に係る書類の送達及び口頭による命令に関する事 |
| | 3 0 | 第 39 条の 2 第 2 項の規定による公示送達の決定に関する事 |
| | 3 1 | 第 39 条の 2 第 3 項の規定による掲示に関する事 |
| | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号) | 1 |
| 2 | | 第 14 条第 2 項の規定による援助申出書の受理に関する事 |
| 3 | | 第 15 条の規定による援助の措置に関する事 |
| 4 | | 第 17 条第 2 項の規定による責任者選任届出書の受理に関する事 |
| 5 | | 第 18 条第 6 項の規定による責任者講習の計画の作成及び実施に関する事 |
| 6 | | 第 19 条第 1 項の規定による責任者講習通知書の送付に関する事 |
| 7 | | 第 19 条第 2 項の規定による責任者講習受講申込書の受理に関する事 |
| 8 | | 第 19 条第 3 項の規定による受講修了書の交付に関する事 |
| 9 | | 第 21 条第 1 項の規定による期限の延長に係る通知に関する事 |
| 1 0 | | 第 24 条の規定による援護の措置に関する事 |
| 1 1 | | 第 26 条第 1 項の規定による都道府県センターからの連絡の受理に関する事 |
| 1 2 | | 第 30 条第 1 項の規定による期限の延長に係る通知に関する事 |

| | | |
|--|--------|---|
| | 1 3 | 第 33 条の規定による報告又は資料提出要求に係る書面の送達に関する事 |
| | 1 4 | 第 34 条の規定による口頭報告の聴取及び報告調書の作成に関する事 |
| | 1 5 | 第 35 条第 1 項の規定による提出資料の受理及び提出資料目録の作成に関する事 |
| | 1 6 | 第 35 条第 2 項の規定による提出資料目録の交付に関する事 |
| | 1 7 | 第 35 条第 3 項の規定による提出資料の返還に関する事 |
| | 1 8 | 第 38 条の規定による仮の命令に係る標章の取除きに関する事 |
| | 1 9 | 第 39 条の規定による照会及び回答に関する事 |
| | 2 0 | 第 40 条第 1 項の規定による照会及び回答に関する事 |
| | 2 1 | 第 40 条第 2 項の規定による書類その他の物件の送付に関する事 |
| | 2 2 | 第 41 条第 1 項の規定による協力の依頼及び必要な協力に関する事 |
| | 2 3 | 第 41 条第 2 項の規定による措置に関する事 |
| | 2 4 | 第 44 条の規定による官庁、公共団体その他の者に対する書面の送付に関する事 |
| | 2 5 | 第 46 条の規定による書類の送達に関する事 |
| | 2 6 | 第 47 条第 1 項の規定による特殊扱いによる郵便の決定に関する事 |
| | 2 7 | 第 47 条第 2 項の規定による特殊扱いによる郵便に準じた信書便の決定に関する事 |
| | 2 8 | 第 47 条第 3 項の規定による郵便又は信書便による送達に係る記録の作成に関する事 |
| | 2 9 | 第 50 条の規定による中国四国管区警察局に対する確認請求書又は取消確認請求書の送付に関する事 |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成三年国家公安委員会規則第五号) | 1 | 第 9 条第 1 項の規定による代理人選任届出書の受理に関する事 |
| | 2 | 第 10 条第 1 項の規定による申請書の受理及び補佐人の許可に関する事 |
| | 3 | 第 10 条第 2 項の規定による補佐人の許可の通知に関する事 |

| | |
|----|---|
| 4 | 第 11 条の規定による補佐人の勧告に関する事 こと。 |
| 5 | 第 11 条の 2 第 1 項の規定による申請書の受理並びに 関係指定暴力団員の出頭及び意見の陳述の許可に関する 事 こと。 |
| 6 | 第 11 条の 2 第 2 項の規定による関係指定暴力団員の出 頭及び意見の陳述の許可の通知に関する事 こと。 |
| 7 | 第 12 条第 1 項の規定による参考人の出席要求に関する 事 こと。 |
| 8 | 第 12 条第 2 項の規定による参考人申請書の受理に関 する 事 こと。 |
| 9 | 第 12 条第 3 項の規定による通知に関する事 こと。 |
| 10 | 第 16 条第 1 項の規定による意見聴取期日（場所）変 更 申出書の受理に関する事 こと。 |
| 11 | 第 16 条第 2 項の規定による意見聴取の期日、場所の変 更に関する事 こと。 |
| 12 | 第 16 条第 3 項の規定による意見聴取の期日、場所の変 更の通知及び公示に関する事 こと。 |
| 13 | 第 17 条第 1 項の規定による陳述書の提出要求に関する 事 こと。 |
| 14 | 第 17 条第 2 項の規定による陳述書の提出の受理に関 する 事 こと。 |
| 15 | 第 23 条第 1 項の規定による意見聴取の期日等の決定に 関する事。ただし、意見聴取期日において、主宰者 が期日、場所の決定をしている場合を除く。 |
| 16 | 第 23 条第 2 項の規定による意見聴取続行通知書の送達 及び公示に関する事 こと。 |
| 17 | 第 27 条及び第 28 条の規定による提出物の保管に関 する 事 こと。 |
| 18 | 第 28 条の 2 の規定による関係指定暴力団員の意見の陳 述に関する事 こと。 |
| 19 | 第 34 条第 1 項の規定による意見聴取期日外における証 拠調べに関する事。ただし、意見聴取期日において 主宰者が期日外証拠調べの決定をしている場合を除 く。 |
| 20 | 第 34 条第 2 項の規定による通知に関する事 こと。 |
| 21 | 第 35 条第 1 項の規定による提出物目録の作成に関 する 事 こと。 |
| 22 | 第 35 条第 2 項の規定による提出物目録の写しの交付及 び提出物の返還に関する事 こと。 |

| | | |
|--|---|---|
| | 2 3 | 第 37 条の規定による意見聴取調書の閲覧に伴う措置に 関すること。 |
| | 2 4 | 第 38 条の規定による意見聴取の公示に伴う書類の作成 及び閲覧に関すること。 |
| | 2 5 | 第 39 条第 1 項の規定による意見聴取の期日及び場所の 変更の連絡に関すること。 |
| | 2 6 | 第 39 条第 2 項の規定による意見聴取の期日及び場所の 変更に係る申出の受理、通知及び公示に関すること。 |
| | 2 7 | 第 40 条第 2 項の規定による意見聴取の再開の通知及び 公示に関すること。 |
| 暴力追放運動推進センターに 関する規則(平成三年国家公 安委員会規則第七号) | 1 | 第 1 条第 1 項の規定による申請書の受理に関すること。 |
| | 2 | 第 2 条の規定による指定の公示に関すること。 |
| | 3 | 第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の受理に関するこ と。 |
| | 4 | 第 3 条第 2 項の規定による変更の公示に関すること。 |
| | 5 | 第 3 条第 3 項の規定による変更の届出の受理に関するこ と。 |
| | 6 | 第 7 条第 1 項の規定による相談事業規程の承認に関する こと。 |
| | 7 | 第 8 条第 1 項の規定による事業開始の届出の受理に関す ること。 |
| | 8 | 第 8 条第 2 項の規定による事業開始の公示に関するこ と。 |
| | 9 | 第 9 条第 1 項の規定による休廃止の届出の受理に関する こと。 |
| | 10 | 第 9 条第 2 項の規定による再開の届出の受理に関するこ と。 |
| | 11 | 第 9 条第 3 項の規定による再開の公示に関すること。 |
| | 12 | 第 12 条第 1 項の規定による事業計画書及び収支予算書 の受理に関すること。 |
| | 13 | 第 12 条第 2 項の規定による事業報告書及び収支決算書 の受理に関すること。 |
| | 14 | 第 12 条第 3 項の規定による報告及び資料提出の要求に 関すること。 |
| 15 | 第 13 条第 1 項の規定による役員の解任勧告に関するこ と。 | |
| 16 | 第 13 条第 2 項の規定による暴力追放相談委員の解任勧 告に関すること。 | |

| | | |
|--|------------------------------|--|
| | 1 7 | 第 14 条の規定による指定取消しの公示に関する事 こと。 |
| 不当要求情報管理機関登録規 程(平成三年国家公安委員会 告示第五号) | 1 | 第 4 条第 1 項(第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項におい て準用する場合を含む。)の規定による申請書の受理に 関すること。 |
| | 2 | 第 5 条(第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項におい て準用する場合を含む。)の規定による登録簿への登載に 関すること。 |
| | 3 | 第 6 条(第 8 条第 2 項及び第 10 条第 2 項におい て準用する場合を含む。)の規定による登録証の交付に 関すること。 |
| | 4 | 第 8 条第 1 項の規定による登録の更新申請の受理に 関すること。 |
| | 5 | 第 9 条第 1 項の規定による変更届出書の受理に 関すること。 |
| | 6 | 第 9 条第 2 項の規定による登録証の書換えに 関すること。 |
| | 7 | 第 10 条第 1 項の規定による変更申請の受理に 関すること。 |
| | 8 | 第 11 条の規定による事業廃止の届出の受理に 関すること。 |
| | 9 | 第 12 条第 1 項に規定する登録の取消しに 関すること。 |
| | 10 | 第 12 条第 2 項の規定による登録の取消しの 通知に関する事 こと。 |
| | 11 | 第 13 条の規定による登録証の返納の受理に 関すること。 |
| 12 | 第 14 条の規定による報告の要求に 関すること。 | |
| 鳥取県暴力団排除条例 (平成 二十三年鳥取県条例第三号) | 1 | 第 23 条第 1 項の規定による関係者に対する説明又は資 料の提出要求に関する事 こと。 |
| | 2 | 第 23 条第 2 項の規定による関係者に対する説明又は資 料の提出要求及び立入検査の実施の決定に 関すること。 |
| | 3 | 第 25 条第 2 項の規定による意見を述べる機会 の付与に 関すること。 |
| 鳥取県暴力団排除条例施行規 則 (平成二十三年鳥取県公安 委員会規則第五号) | 1 | 第 3 条第 2 項の規定による説明・資料提出書 の受理に 関すること。 |
| | 2 | 第 4 条第 1 項の規定による口頭による説明 の聴取の指示 に 関すること。 |
| | 3 | 第 4 条第 2 項の規定による日時等変更申 出書の受理に 関 |

| | |
|----|---|
| | すること。 |
| 4 | 第4条第3項の規定による口頭による説明の日時又は場所の変更に関すること。 |
| 5 | 第4条第4項の規定による日時等決定通知書による通知に関すること。 |
| 6 | 第4条の2第2項の規定による身分を示す証明書の交付に関すること。 |
| 7 | 第7条第1項の規定による意見の聴取通知書による通知に関すること。 |
| 8 | 第7条第2項の規定による申述書の受理に関すること。 |
| 9 | 第7条第3項の規定による証拠資料の受理に関すること。 |
| 10 | 第8条第1項の規定による意見の聴取の指示に関すること。 |
| 11 | 第8条第2項の規定による日時等変更申出書の受理に関すること。 |
| 12 | 第8条第3項の規定による口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更に関すること。 |
| 13 | 第8条第4項の規定による日時等決定通知書による通知に関すること。 |
| 14 | 第9条第3項の規定による代理人選任届出書の受理に関すること。 |
| 15 | 第9条第4項の規定による代理人資格喪失届出書の受理に関すること。 |
| 16 | 第12条第4項の規定による弁明調書の受理に関すること。 |
| 17 | 第13条第1項の規定による証拠書類等の受理及び提出物目録の作成に関すること。 |
| 18 | 第13条第3項の規定による提出物目録の写しの交付に関すること。 |
| 19 | 第13条第4項の規定による証拠書類等の返還及び還付請求書の受理に関すること。 |
| 20 | 第14条第1項の規定による日時等変更申出書の受理に関すること。 |
| 21 | 第14条第2項の規定による口頭による弁明の日時又は場所の変更に関すること。 |
| 22 | 第14条第3項の規定による日時等決定通知書による通知に関すること。 |
| 23 | 第15条第1項の規定による代理人選任届出書の受理に関すること。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 2 4 | 第 15 条第 2 項の規定による代理人資格喪失届出書の受理に関する事 こと。 |
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号) | 1 | 第 24 条の 2 第 6 項 (同条第 10 項において準用する場合を含む。) の規定による移動等円滑化促進方針に係る意見に関する事 こと。 |
| | 2 | 第 24 条の 2 第 7 項 (同条第 10 項、第 25 条第 10 項及び同条第 11 項において準用する場合を含む。) の規定による移動等円滑化促進方針の受理に関する事 こと。 |
| | 3 | 第 24 条の 4 第 4 項の規定による移動等円滑化促進方針の作成及び実施に係る協議に関する事 こと。 |
| | 4 | 第 25 条第 7 項 (同条第 11 項において準用する場合を含む。) の規定による基本構想の案の作成に係る協議に関する事 こと。 |
| | 5 | 第 25 条第 8 項 (同条第 11 項において準用する場合を含む。) の規定による基本構想の案の作成及び提出に関する事 こと。 |
| | 6 | 第 26 条第 4 項の規定による基本構想の作成及び実施に係る協議に関する事 こと。 |
| | 7 | 第 27 条第 1 項の規定による基本構想の作成又は変更に係る提案の素案の作成及び提示に関する事 こと。 |
| | 8 | 第 31 条第 4 項 (同条第 7 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による道路特定事業計画に係る意見に関する事 こと。 |
| | 9 | 第 31 条第 6 項 (同条第 7 項及び第 32 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による道路特定事業計画の受理に関する事 こと。 |
| | 10 | 第 36 条第 1 項の規定による交通安全特定事業計画の作成及び実施に関する事 こと。 |
| | 11 | 第 36 条第 4 項 (第 36 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による交通安全特定事業計画の作成に係る意見の聴取に関する事 こと。 |
| 12 | 第 36 条第 5 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による交通安全特定事業計画の公表及び送付に関する事 こと。 | |
| 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成十九年法律第五十九号) | 1 | 第 5 条第 10 項 (同条第 13 項において準用する場合を含む。) の規定による地域公共交通計画の作成に係る協議に関する事 こと。 |
| | 2 | 第 5 条第 11 項 (同条第 13 項において準用する場合を含む。) の規定による地域公共交通計画の受理に関する事 こと。 |

| | |
|----|---|
| 3 | 第6条第4項の規定による地域公共交通計画の作成及び実施に係る協議に関すること。 |
| 4 | 第8条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の作成に係る意見に関すること。 |
| 5 | 第8条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による軌道運送高度化実施計画の受理に関すること。 |
| 6 | 第13条第3項（第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画に係る意見に関すること。 |
| 7 | 第13条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の受理に関すること。 |
| 8 | 第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による道路運送高度化実施計画の認定に係る意見に関すること。 |
| 9 | 第27条の2第4項（第27条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画に係る意見に関すること。 |
| 10 | 第27条の2第5項（同条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の受理に関すること。 |
| 11 | 第27条の3第4項（第27条の3第6項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定に係る意見に関すること。 |
| 12 | 第27条の8第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による貨客運送効率化実施計画に係る意見に関すること。 |
| 13 | 第27条の8第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による貨客運送効率化実施計画の受理に関すること。 |
| 14 | 第27条の9第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による貨客運送効率化実施計画の認定に係る意見に関すること。 |
| 15 | 第27条の16第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画に係る意見に関すること。 |
| 16 | 第27条の16第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の受理に関すること。 |

| | | |
|---|----|--|
| | 17 | 第27条の17第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定に係る意見に関すること。 |
| | 18 | 第27条の20第8項の規定による認定地域公共交通利便増進実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかに係る協議に関すること。 |
| | 19 | 第30条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による新地域旅客運送事業計画の認定に係る意見に関すること。 |
| | 20 | 第36条の4第4項の規定による新モビリティサービス協議会での協議に関すること。 |
| 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第四号） | 1 | 第2条の規定による申請書の受理に関すること。 |
| | 2 | 第3条の規定による指定書の交付に関すること。 |
| | 3 | 第4条の規定による記載事項の変更の届出の受理に関すること。 |
| | 4 | 第8条の規定による報告又は資料の提出要求に関すること。 |
| | 5 | 第9条第2項の規定による指定取消通知書の通知に関すること。 |
| 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号） | 1 | 第4条第1項第4号の規定による運転免許取得者等検査を行う者による第1条第1号に掲げる運転免許取得者等検査の指定の申請及び指定に関すること。 |
| | 2 | 第4条第2項第4号の規定による運転免許取得者等検査を行う者による第1条第2号に掲げる運転免許取得者等検査の指定の申請及び指定に関すること。 |
| | 3 | 第7条の規定による運転免許取得者等検査の認定の公示に関すること。 |
| | 4 | 第8条第1項の規定による運転免許取得者等検査を行う者が第6条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときの公安委員会への届出に関すること。 |
| | 5 | 第8条第2項の規定による第8条第1項の規定に基づく変更届があったときの当該変更に係る公示に関すること。 |
| | 6 | 第8条第3項の規定による第6条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があった際に認定検査実施者の行う変更届に関すること。 |
| | 7 | 第13条の規定による認定取消しの公示に関すること。 |
| | 8 | 第14条各号の規定による申請書等の提出に代えて当該 |

| | |
|--|--|
| | 書類に記載すべきこととされている事項を記載した電磁的記録媒体による手続に関すること。 |
|--|--|